

議案第 15 号

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 21 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会  
教育長 山 根 英 昭

## 大和市教育委員会規則第 号

### 大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する 規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則（昭和 40 年大和市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

第 1 条 この規則は、教育行政事務の適正かつ能率的な運営を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 18 条第 2 項、大和市教育研究所設置条例（昭和 41 年大和市条例第 15 号。以下「研究所条例」という。）第 3 条、大和市青少年相談室設置条例（昭和 44 年大和市条例第 10 号。以下「青少年相談室条例」という。）第 3 条及び大和市学校給食共同調理場の設置等に関する条例（昭和 48 年大和市条例第 15 号。以下「共同調理場条例」という。）第 6 条の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の分掌、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき補助執行する事務及び職員の服務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 所管機関 研究所条例第 1 条の規定に基づき設置された教育

研究所、青少年相談室条例第 1 条の規定に基づき設置された青少年相談室及び共同調理場条例第 2 条の規定に基づき設置された学校給食共同調理場をいう。

「教育総務部

第 3 条中 総務課 庶務調整担当 施設担当」を

「教育部

総務課 政策調整担当 施設担当」に改める。

第 3 条生涯学習部を削る。

第 4 条教育総務部総務課を次のように改める。

教育総務課

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育委員会の秘書及び交際に関すること。
- (3) 教育委員会の儀式及び表彰に関すること。
- (4) 教育行政の総合的企画及び調整に関すること。
- (5) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (6) 事務局、学校及び所管機関の職員（県費負担教職員（以下「教職員」という。）

- を除く。)の人事及び給与に関すること。
- (7)非常勤特別職職員の任免に関すること。
  - (8)公印の管理に関すること。
  - (9)法制に関すること。
  - (10)例規に関すること。
  - (11)行政文書の公開に関すること。
  - (12)個人情報の保護に関すること。
  - (13)教育に関する統計調査(他課に属するものを除く。)及び広報に関すること。
  - (14)児童生徒の推計に関すること。
  - (15)教育部内の文書の発収及び保存に関すること。
  - (16)教育関係予算の総括に関すること。
  - (17)教育部内の庶務に関すること。
  - (18)教育部内の事務事業の調整及び会議に関すること。
  - (19)教育部内の施策の総合調整に関すること。
  - (20)財団法人大和市学校建設公社(昭和48年1月31日に財団法人大和市学校建設公社という名称で設立された法人をいう。)との連絡調整に関すること。
  - (21)教育行政に関する相談に関すること。
  - (22)学校施設の整備に係る調査及び企画に関すること。
  - (23)学校施設の整備及び維持管理に関すること。
  - (24)学校施設の営繕に関すること。
  - (25)学校施設の工事の監督(他に委託するものを除く。)に関すること。
  - (26)学校施設台帳の整備に関すること。
  - (27)学校管理物品の整備に関すること。
  - (28)学校施設の使用申請等に関すること。
  - (29)大和市土地開発公社との連絡に関すること。
  - (30)教育部の所掌に係る国及び県の補助金、委託金及び負担金の申請、調査、請求及び報告に関すること。
  - (31)教育部の所掌に係る次に掲げる徴収金の調定及び徴収に関すること。
    - ア 学校その他教育施設の使用料
    - イ その他の事務に係る徴収金
  - (32)教育機関(教育部が所掌するものに限る。)に係る次に掲げる契約を結ぶこと。

ア 教育財産の貸借契約

イ 大和市物品取扱規則(昭和41年大和市規則第34号)第6条第3項に掲げる物品の供給契約

ウ 学校その他教育施設の維持管理等に必要な業務の委託契約(設計金額が500,000円以下のものに限る。)

エ 学校に係る教育研究及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に基づく健康診断に係る業務の委託契約

オ 学校その他教育施設の運営に必要な物品等の賃貸借契約(設計金額が400,000円以下のものに限る。)

カ 学校その他教育施設に係る工事請負契約(設計金額が<sup>1</sup>1,300,000円以下のものに限る。)

(33)教育機関(教育部が所掌するものに限る。)に係る物品の売却その他の処分に関すること。

(34)教育機関(教育部が所掌するものに限る。)に係る寄附金等の受入れに関すること。

(35)教育部の所掌に係る議案(予算を除く。)の作成及び議案につき、市議会において説明すること。

(36)学校建設予定敷地の造成等に係る工事について、財団法人大和市学校建設公社(昭和48年1月31日に財団法人大和市学校建設公社という名称で設立された法人をいう。)への委託に関すること。

(37)第30号から第32号及び第36号に掲げるもののほか、教育部の所掌に係る予算についての支出負担行為、支出命令その他予算執行に関すること。

第4条教育総務部学校教育課中第12号を削り、第13号を第12号とし、同部を教育部とする。

第4条生涯学習部を削る。

第5条及び第6条を削る

第7条第3項中「教育総務部」を「教育部」に改め、同条を第5条とする。

第8条第1項を次のように改める。

青少年相談室条例第1条の規定に基づき設置された青少年相談室に青少年相談担当を置く。

第8条第2項中「生涯学習部青少年センター」を「教育部」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 青少年相談室の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 青少年相談に関すること。
- (2) 教育相談に関すること。
- (3) 教育支援教室に関すること。
- (4) 街頭補導及び継続補導に関すること。
- (5) 社会環境浄化活動に関すること。
- (6) 相談及び補導に関する統計並びに諸報告に関すること。
- (7) 相談室の管理運営に関すること。
- (8) その他相談室内の庶務に関すること。

第 8 条を第 6 条とする。

第 9 条及び第 10 条を削る。

第 11 条第 2 項中「教育総務部」を「教育部」に改め、同条を第 7 条とする。

第 12 条及び第 13 条を削り、第 14 条を第 8 条に、第 15 条を第 9 条に、第 16 条を第 10 条とする。

#### 附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

大和市教育局事務局及び所管機関の組織等に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>教育行政事務の適正かつ能率的な運営を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)</u>第 18 条第 2 項、<u>大和市教育局研究所設置条例(昭和 41 年大和市条例第 15 号。以下「研究所条例」という。)</u>第 3 条、<u>大和市青少年相談室設置条例(昭和 44 年大和市条例第 10 号。以下「青少年相談室条例」という。)</u>第 3 条及び<u>大和市学校給食共同調理場の設置等に関する条例(昭和 48 年大和市条例第 15 号。以下「共同調理場条例」という。)</u>第 6 条の規定に基づく<u>教育委員会の権限に属する事務の分掌、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき補助執行する事務及び職員の服務等</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分掌機関)</p> <p>第 2 条 前条に規定する教育委員会の権限に属する事務を分掌する機関を分類して事務局及び所管機関とし、それぞれの意義は、次に定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 18 条第 2 項、<u>大和市教育局研究所設置条例(昭和 41 年大和市条例第 15 号。以下「研究所条例」という。)</u>第 3 条、<u>大和市児童館条例(昭和 44 年大和市条例第 21 号。以下「児童館条例」という。)</u>第 26 条、<u>大和市生涯学習センター条例(昭和 44 年大和市条例第 20 号。以下「生涯学習センター条例」という。)</u>第 14 条、<u>大和市立図書館条例(昭和 31 年大和市条例第 31 号。以下「図書館条例」という。)</u>第 4 条、<u>大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例(昭和 53 年大和市条例第 30 号。以下「視聴覚ライブラリー条例」という。)</u>第 5 条、<u>大和市青少年相談室設置条例(昭和 44 年大和市条例第 10 号。以下「青少年相談室条例」という。)</u>第 3 条、<u>大和市学校給食共同調理場の設置等に関する条例(昭和 48 年大和市条例第 15 号。以下「共同調理場条例」という。)</u>第 6 条、<u>大和市青少年センター条例(平成 8 年大和市条例第 15 号。以下「青少年センター条例」という。)</u>第 9 条及び<u>大和市つる舞の里歴史資料館条例(平成 10 年大和市条例第 18 号。以下「つる舞の里歴史資料館条例」という。)</u>第 8 条の規定に基づき、<u>教育委員会の権限に属する事務の適正かつ能率的な運営を図るとともに職員の服務等</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分掌機関)</p> <p>第 2 条 前条に規定する教育委員会の権限に属する事務を分掌する機関を分類して事務局及び所管機関とし、それぞれの意義は、次に定めるところによる。</p>

- (1) 事務局 法第 18 条第 1 項の規定に基づき設置された事務局をいう。
- (2) 所管機関 研究所条例第 1 条の規定に基づき設置された教育研究所、青少年相談室条例第 1 条の規定に基づき設置された青少年相談室及び共同調理場条例第 2 条の規定に基づき設置された学校給食共同調理場をいう。

(部等の設置)

第 3 条 事務局に次の部、課、室及び担当を置く。

教育部

教育総務課 政策調整担当 施設担当

学校教育課 学務担当

保健給食課 保健給食担当

指導室 指導担当

< 削除 >

(部、課及び室の事務分掌)

第 4 条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。

教育部

- (1) 事務局 法第 18 条第 1 項の規定に基づき設置された事務局をいう。
- (2) 所管機関 研究所条例第 1 条の規定に基づき設置された教育研究所、児童館条例第 2 条の規定に基づき設置された児童館、生涯学習センター条例第 2 条の規定に基づき設置された生涯学習センター、図書館条例第 2 条の規定に基づき設置された図書館、視聴覚ライブラリー条例第 2 条の規定に基づき設置された視聴覚ライブラリー、青少年相談室条例第 1 条の規定に基づき設置された青少年相談室、共同調理場条例第 2 条の規定に基づき設置された学校給食共同調理場、青少年センター条例第 2 条の規定に基づき設置された青少年センター及びつる舞の里歴史資料館条例第 2 条の規定に基づき設置されたつる舞の里歴史資料館をいう。

(部等の設置)

第 3 条 事務局に次の部、課、室及び担当を置く。

教育総務部

総務課 庶務調整担当 施設担当

学校教育課 学務担当

保健給食課 保健給食担当

指導室 指導担当

生涯学習部

社会教育課 庶務社会教育担当 文化財保護担当

スポーツ課 体育企画担当

(部、課及び室の事務分掌)

第 4 条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。

教育総務部

## 教育総務課

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
  - (2) 教育委員会の秘書及び交際に関すること。
  - (3) 教育委員会の儀式及び表彰に関すること。
  - (4) 教育行政の総合的企画及び調整に関すること。
  - (5) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
  - (6) 事務局、学校及び所管機関の職員(県費負担教職員(以下「教職員」という。)を除く。)の人事及び給与に関すること。
  - (7) 非常勤特別職職員の任免に関すること。
  - (8) 公印の管理に関すること。
  - (9) 法制に関すること。
  - (10) 例規に関すること。
  - (11) 行政文書の公開に関すること。
  - (12) 個人情報の保護に関すること。
  - (13) 教育に関する統計調査(他課に属するものを除く。)及び広報に関すること。
  - (14) 児童生徒の推計に関すること。
  - (15) 教育部内の文書の発収及び保存に関すること。
  - (16) 教育関係予算の総括に関すること。
- <削除>
- (17) 教育部内の庶務に関すること。
  - (18) 教育部内の事務事業の調整及び会議に関すること。

## 総務課

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
  - (2) 教育委員会の儀式、表彰、交際及び秘書に関すること。
- <追加>
- (3) 教育行政の総合的企画及び調整に関すること。
- <追加>
- (4) 事務局、学校及び所管機関の職員(県費負担教職員(以下「教職員」という。)を除く。)の人事及び給与に関すること。
  - (5) 非常勤特別職職員の任免に関すること。
  - (6) 公印の管理に関すること。
- <追加>
- (7) 規則、規程等に関すること。
  - (8) 行政文書の公開に関すること。
  - (9) 個人情報の保護に関すること。
  - (10) 教育に関する統計調査(他課に属するものを除く。)及び広報に関すること。
  - (11) 児童生徒の推計に関すること。
  - (12) 部内の文書の発収及び保存に関すること。
  - (13) 教育関係予算の総括に関すること。
  - (14) 学校及び所管機関に係る契約(他の部に属するものを除く。)に関すること。
  - (15) 部内の予算執行及び庶務に関すること。
  - (16) 事務局内の事務事業の調整及び会議に関すること。

(19) 教育部内の施策の総合調整に関すること。

(20) 財団法人大和市学校建設公社(昭和48年1月31日に財団法人大和市学校建設公社という名称で設立された法人をいう。)との連絡調整に関すること。

(21) 教育行政に関する相談に関すること。

(22) 学校施設の整備に係る調査及び企画に関すること。

(23) 学校施設の整備及び維持管理に関すること。

(24) 学校施設の営繕に関すること。

(25) 学校施設の工事の監督(他に委託するものを除く。)に関すること。

(26) 学校施設台帳の整備に関すること。

(27) 学校管理物品の整備に関すること。

(28) 学校施設の使用申請等に関すること。

(29) 大和市土地開発公社との連絡に関すること。

(30) 教育部の所掌に係る国及び県の補助金、委託金及び負担金の申請、調査、請求及び報告に関すること。

(31) 教育部の所掌に係る次に掲げる徴収金の調定及び徴収に関すること。

ア 学校その他教育施設の使用料

イ その他の事務に係る徴収金

(32) 教育機関(教育部が所掌するものに限る。)に係る次に掲げる契約を結ぶこと。

ア 教育財産の貸借契約

イ 大和市物品取扱規則(昭和41年大和市規則第34号)第6条第3項に掲げる物品の供給契約

<追加>

(17) 財団法人大和市学校建設公社(昭和48年1月31日に財団法人大和市学校建設公社という名称で設立された法人をいう。)との連絡調整に関すること。

(18) 教育行政に関する相談に関すること。

(19) 学校施設の整備に係る調査及び企画に関すること。

(20) 学校施設の整備及び維持管理に関すること。

(21) 学校施設の営繕に関すること。

(22) 学校施設の工事の監督(他に委託するものを除く。)に関すること。

(23) 学校施設台帳の整備に関すること。

(24) 学校管理物品の整備に関すること。

(25) 学校施設の使用申請等に関すること。

(26) 大和市土地開発公社との連絡に関すること。

<追加>

ウ 学校その他教育施設の維持管理等に必要な業務の委託契約（設計金額が500,000円以下のものに限る。）

エ 学校に係る教育研究及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に基づく健康診断に係る業務の委託契約

オ 学校その他教育施設の運営に必要な物品等の賃貸借契約（設計金額が400,000円以下のものに限る。）

カ 学校その他教育施設に係る工事請負契約（設計金額が1,300,000円以下のものに限る。）

(33) 教育機関(教育部が所掌するものに限る。)に係る物品の売却その他の処分に関すること。

(34) 教育機関(教育部が所掌するものに限る。)に係る寄附金等の受入れに関すること。

(35) 教育部の所掌に係る議案(予算を除く。)の作成及び議案につき、市議会において説明すること。

(36) 学校建設予定敷地の造成等に係る工事について、財団法人大和市学校建設公社(昭和48年1月31日に財団法人大和市学校建設公社という名称で設立された法人をいう。)への委託に関すること。

(37) 第30号から第36号に掲げるもののほか、教育部の所掌に係る予算についての支出負担行為、支出命令その他予算執行に関すること。

#### 学校教育課

- (1) 教職員の任免、服務その他人事に関すること。
- (2) 教職員の勤務評定に関すること。
- (3) 教職員の福利厚生に関すること。

#### 学校教育課

- (1) 教職員の任免、服務その他人事に関すること。
- (2) 教職員の勤務評定に関すること。
- (3) 教職員の福利厚生に関すること。

- (4) 学校の組織及び学級編成に関する事。
- (5) 学齢簿の編制、整備並びに保管に関する事。
- (6) 児童生徒の就学並びに入学、転学及び退学に関する事。
- (7) 就学の猶予及び免除に関する事。
- (8) 通学区域の設定及び変更に関する事。
- (9) 就学援助に関する事。
- (10) 奨学金に関する事。
- (11) 生徒運賃割引証に関する事。

< 削除 >

- (12) 学校基本調査及び進路状況調査に関する事。

#### 保健給食課

- (1) 学校保健に係る調査及び企画に関する事。
- (2) 児童生徒及び教職員等の保健衛生に関する事。
- (3) 就学時健康診断に関する事。
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。
- (5) 医療費援助及び眼鏡購入費補助に関する事。
- (6) 学校給食施設の整備計画に関する事。
- (7) 学校給食の管理指導に関する事。
- (8) 給食用物資の購入計画に関する事。
- (9) 学校給食共同調理場の運営管理に関する事。
- (10) 栄養指導センターに関する事。
- (11) 学校給食共同調理場運営協議会に関する事。

#### 指導室

- (4) 学校の組織及び学級編成に関する事。
- (5) 学齢簿の編制、整備並びに保管に関する事。
- (6) 児童生徒の就学並びに入学、転学及び退学に関する事。
- (7) 就学の猶予及び免除に関する事。
- (8) 通学区域の設定及び変更に関する事。
- (9) 就学援助に関する事。
- (10) 奨学金に関する事。
- (11) 生徒運賃割引証に関する事。

- (12) 私立幼稚園に関する事。

- (13) 学校基本調査及び進路状況調査に関する事。

#### 保健給食課

- (1) 学校保健に係る調査及び企画に関する事。
- (2) 児童生徒及び教職員等の保健衛生に関する事。
- (3) 就学時健康診断に関する事。
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。
- (5) 医療費援助及び眼鏡購入費補助に関する事。
- (6) 学校給食施設の整備計画に関する事。
- (7) 学校給食の管理指導に関する事。
- (8) 給食用物資の購入計画に関する事。
- (9) 学校給食共同調理場の運営管理に関する事。
- (10) 栄養指導センターに関する事。
- (11) 学校給食共同調理場運営協議会に関する事。

#### 指導室

- (1) 教科、道徳、特別活動等の指導助言に関する事。
- (2) 教科用図書その他の教材等の取扱い、研究及び指導に関する事。
- (3) 教科用図書の採択に関する事。
- (4) 教職員の研修に関する事。
- (5) 児童生徒の事故に関する事。
- (6) 特別支援学級入級に関する事。
- (7) 学校行事予定に関する事。
- (8) 校外行事及び振替授業に関する事。
- (9) 学校教育振興に係る調査研究に関する事。
- (10) 教材教具及び学校図書館図書整備に関する事。
- (11) 教育相談指導に関する事。
- (12) 教育研究所との連絡調整に関する事。

<削除>

- (1) 教科、道徳、特別活動等の指導助言に関する事。
- (2) 教科用図書その他の教材等の取扱い、研究及び指導に関する事。
- (3) 教科用図書の採択に関する事。
- (4) 教職員の研修に関する事。
- (5) 児童生徒の事故に関する事。
- (6) 特別支援学級入級に関する事。
- (7) 学校行事予定に関する事。
- (8) 校外行事及び振替授業に関する事。
- (9) 学校教育振興に係る調査研究に関する事。
- (10) 教材教具及び学校図書館図書整備に関する事。
- (11) 教育相談指導に関する事。
- (12) 教育研究所との連絡調整に関する事。

#### 生涯学習部

##### 社会教育課

- (1) 社会教育に係る調査及び企画に関する事。
- (2) 社会教育施設の整備計画に関する事。
- (3) 社会教育関係団体の指導及び育成に関する事。
- (4) 社会教育指導者の育成に関する事。
- (5) 成人を対象とする学級、講座、集会等の開催、指導助言及び育成に関する事。
- (6) 芸術文化の振興に関する事。
- (7) 大和市文化振興基金に関する事。
- (8) 大和市生涯学習振興基金に関する事。

- (9) 文化財保護に関すること。
- (10) 郷土民家園に関すること。
- (11) 下鶴間ふるさと館に関すること。
- (12) つる舞の里歴史資料館との連絡調整に関すること。
- (13) 社会同和教育に係る啓発に関すること。
- (14) ユネスコ活動に関すること。
- (15) 社会教育委員及び文化財保護審議会に関すること。
- (16) 財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団(平成3年1月28日に財団法人大和市余暇活動推進公社という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)との連絡調整(水と緑課及びスポーツ課が所管するものを除く。)に関すること。
- (17) 部内の人事及び庶務に関すること。
- (18) 部内の文書の発収及び保存に関すること。
- (19) 部内の予算執行及び事務事業の調整に関すること。
- (20) 部内会議に関すること。

#### スポーツ課

- (1) 社会体育に係る調査及び企画に関すること。
- (2) 社会体育団体の指導及び育成に関すること。
- (3) 社会体育指導者の育成に関すること。
- (4) 各種大会、競技会、スポーツ教室及びレクリエーションの集會等の開催、指導助言及び育成に関すること。
- (5) 社会体育施設の整備に係る調査及び企画に関すること。
- (6) 社会体育施設(次号に掲げるものを除く。)の維持管理に関すること。

< 削除 >

< 削除 >

(7) 大和スポーツセンター、大野原庭球場、草柳庭球場、桜森スポーツ広場及び下福田野球場に関すること。

(8) 学校体育施設のスポーツ開放に関すること。

(9) 引地台野球場、つきみ野野球場、宮久保野球場、宮久保スポーツ広場及びゆとりの森芝生グラウンドに関すること。

(10) スポーツ振興審議会に関すること。

(11) 財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団との連絡調整のうち、スポーツ活動に関すること。

(図書館)

第5条 図書館条例第2条の規定に基づき設置された図書館に図書担当を置く。

2 図書館の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 図書館の事業計画に関すること。

(2) 図書館の管理運営に関すること。

(3) 図書資料等の選択、受入及び保存に関すること。

(4) 図書資料等の館内閲覧及び貸出しに関すること。

(5) 図書資料等の紹介、相談及び読書案内に関すること。

(6) 館外奉仕に関すること。

(7) 読書会等各種行事の開催に関すること。

(8) 関係機関との連絡及び協力に関すること。

(9) 視聴覚ライブラリーとの連絡調整に関すること。

(10) その他図書館内の庶務に関すること。

3 図書館は、生涯学習部に属する。

(視聴覚ライブラリー)

(教育研究所)

第5条 研究所条例第1条の規定に基づき設置された教育研究所に教育研究担当を置く。

2 教育研究所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 研究所の管理運営に関する事。
- (2) 教育の研究調査に関する事。
- (3) 教育図書及び教育資料に関する事。
- (4) 研究調査成果の発表及び出版に関する事。
- (5) 教育関係職員等の研修に関する事。
- (6) 教育活動の支援に関する事。
- (7) 教育史料の収集と刊行に関する事。
- (8) 情報教育の推進に関する事。
- (9) 理科学習及び総合的な学習の推進に関する事。
- (10) その他教育研究所の庶務に関する事。

3 教育研究所は、教育部に属する。

(青少年相談室)

第6条 青少年相談室条例第1条の規定に基づき設置された青少年相談室に青少年相談担当を置く。

第6条 視聴覚ライブラリー条例第2条の規定に基づき設置された視聴覚ライブラリーの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 視聴覚ライブラリーの事業計画に関する事。
- (2) 視聴覚ライブラリーの管理運営に関する事。
- (3) その他視聴覚ライブラリーの庶務に関する事。

2 視聴覚ライブラリーは、生涯学習部図書館に属する。

(教育研究所)

第7条 研究所条例第1条の規定に基づき設置された教育研究所に教育研究担当を置く。

2 教育研究所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 研究所の管理運営に関する事。
- (2) 教育の研究調査に関する事。
- (3) 教育図書及び教育資料に関する事。
- (4) 研究調査成果の発表及び出版に関する事。
- (5) 教育関係職員等の研修に関する事。
- (6) 教育活動の支援に関する事。
- (7) 教育史料の収集と刊行に関する事。
- (8) 情報教育の推進に関する事。
- (9) 理科学習及び総合的な学習の推進に関する事。
- (10) その他教育研究所の庶務に関する事。

3 教育研究所は、教育総務部に属する。

(青少年相談室)

第8条 青少年相談室条例第1条の規定に基づき設置された青少年相談室の事務分掌は、次のとおりとする。

2 青少年相談室の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 青少年相談に関すること。
- (2) 教育相談に関すること。
- (3) 教育支援教室に関すること。
- (4) 街頭補導及び継続補導に関すること。
- (5) 社会環境浄化活動に関すること。
- (6) 相談及び補導に関する統計並びに諸報告に関すること。
- (7) 相談室の管理運営に関すること。
- (8) その他相談室内の庶務に関すること。

3 青少年相談室は、教育部に属する。

<削除>

<新設>

- (1) 青少年相談に関すること。
- (2) 教育相談に関すること。
- (3) 教育支援教室に関すること。
- (4) 街頭補導及び継続補導に関すること。
- (5) 社会環境浄化活動に関すること。
- (6) 相談及び補導に関する統計並びに諸報告に関すること。
- (7) 相談室の管理運営に関すること。
- (8) その他相談室内の庶務に関すること。

2 青少年相談室は、生涯学習部青少年センターに属する。

(生涯学習センター)

第9条 生涯学習センター条例第2条の規定に基づき設置された生涯学習センターに生涯学習担当を置く。

2 生涯学習センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習の総合的な企画調整に関すること。
- (2) 学習機会提供の総合管理に関すること。
- (3) 生涯学習センターの事業計画に関すること。
- (4) 生涯学習センターの管理運営に関すること。
- (5) 学校施設の使用による生涯学習の振興に関すること。
- (6) 生涯学習センター関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 社会教育活動の育成に関すること。
- (8) 地域を対象とする講座、展示会その他各種集会に関すること。
- (9) 余暇事業の調査及び研究に関すること。

<削除>

(学校給食共同調理場)

第7条 共同調理場条例第2条の規定に基づき設置された学校給食共同調理場の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 給食の調理及び配送に関すること。
- (2) 給食用物資の発注及び検収に関すること。
- (3) 食器、食かん等の洗浄、消毒及び保管に関すること。
- (4) 献立の作成、調理指導及び栄養の調査研究に関すること。
- (5) 衛生管理に関すること。
- (6) 学校給食共同調理場内(栄養指導センターを含む。)の維持管理に関すること。
- (7) その他学校給食共同調理場内の庶務に関すること。

2 学校給食共同調理場は、教育部保健給食課に属する。

<削除>

(10) その他生涯学習センターの庶務に関すること。

3 つきみ野学習センター、林間学習センター、桜丘学習センター及び渋谷学習センターは、生涯学習センターに属する。

4 生涯学習センターは、生涯学習部に属する。

(児童館)

第10条 児童館条例第2条の規定に基づき設置された児童館は、生涯学習部青少年センターに属する。

(学校給食共同調理場)

第11条 共同調理場条例第2条の規定に基づき設置された学校給食共同調理場の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 給食の調理及び配送に関すること。
- (2) 給食用物資の発注及び検収に関すること。
- (3) 食器、食かん等の洗浄、消毒及び保管に関すること。
- (4) 献立の作成、調理指導及び栄養の調査研究に関すること。
- (5) 衛生管理に関すること。
- (6) 学校給食共同調理場内(栄養指導センターを含む。)の維持管理に関すること。
- (7) その他学校給食共同調理場内の庶務に関すること。

2 学校給食共同調理場は、教育総務部保健給食課に属する。

(青少年センター)

第12条 青少年センター条例第2条の規定に基づき設置された青少年センターに青少年育成担当及び青少年活動推進担当を置く。

2 青少年センターの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 青少年教育に係る調査及び企画に関すること。

< 削除 >

(主管事務の決定)

第 8 条 所掌が明確でない事務は、その関係の比較的多い課等が分掌し、

(2) 青少年教育施設の整備計画に関すること。

(3) 青少年問題協議会に関すること。

(4) 青少年健全育成都市宣言事業の推進に関すること。

(5) 放課後児童健全育成事業に関すること。

(6) 児童館に関すること。

(7) 青少年関係団体の指導及び育成に関すること。

(8) 青少年指導者の育成に関すること。

(9) 青少年を対象とする集会、講座、研修等の開催、指導助言及び育成に関すること。

(10) 青少年センターの管理運営に関すること。

(11) 青少年相談室との連絡調整に関すること。

(12) 大和市青少年健全育成基金に関すること。

(13) その他青少年センターの庶務に関すること。

3 青少年センターは、生涯学習部に属する。

(つる舞の里歴史資料館)

第 13 条 つる舞の里歴史資料館条例第 2 条の規定に基づき設置されたつる舞の里歴史資料館の事務分掌は次のとおりとする。

(1) つる舞の里歴史資料館の管理運営に関すること。

(2) 地域における歴史資料の収集及び調査研究に関すること。

(3) 収蔵した資料の保管に関すること。

(4) 資料の展示及び郷土文化の向上のための啓発活動に関すること。

2 つる舞の里歴史資料館は生涯学習部社会教育課に属する。

(主管事務の決定)

第 14 条 所掌が明確でない事務は、その関係の比較的多い課等が分掌し、

さらにその主管が明確でないものは、教育長の裁定による。

(事務分担)

第9条 課長、室長及び所管機関の長は、毎年4月1日現在における所属職員(非常勤職員を除く。)の事務分担を定め、同月20日までに教育長に報告しなければならない。

2 前項に規定するほか、所属職員の異動によって事務分担に変更があったときは、当該異動のあった日から10日以内に、これに係る事務分担を報告しなければならない。

(準用)

第10条 職員の服務、給与、文書等については、別に定めがあるものを除き、市長の事務部局の諸規定の例による。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

さらにその主管が明確でないものは、教育長の裁定による。

(事務分担)

第15条 課長、室長及び所管機関の長は、毎年4月1日現在における所属職員(非常勤職員を除く。)の事務分担を定め、同月20日までに教育長に報告しなければならない。

2 前項に規定するほか、所属職員の異動によって事務分担に変更があったときは、当該異動のあった日から10日以内に、これに係る事務分担を報告しなければならない。

(準用)

第16条 職員の服務、給与、文書等については、別に定めがあるものを除き、市長の事務部局の諸規定の例による。

議案第 16 号

大和市青少年相談室設置条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市青少年相談室設置条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 21 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

## 大和市教育委員会規則第 号

### 大和市青少年相談室設置条例施行規則の一部を改正する規則

大和市青少年相談室設置条例施行規則（昭和 44 年大和市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する

第 2 条第 4 号中「街頭補導」の次に「及び継続補導」を加える。

第 2 条第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

第 2 条第 7 号中「、補導」を「及び補導」に、「、諸報告」を「並びに諸報告」に改め、同号を第 6 号とする。

第 2 条中第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とする。

#### 附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の全部を改正する規則

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の全部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 21 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会  
教育長 山 根 英 昭

## 大和市教育委員会規則第 号

### 大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の全部を改正する規則

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則(昭和40年大和市教育委員会規則第6号)の全部を次のように改正する。

#### (趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。)第19条第2項並びに第31条第1項及び第2項に基づき、大和市職員定数条例(昭和27年大和町条例第2号)別表に規定する教育委員会の職員の職の設置について必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務局 大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則(昭和40年大和市教育委員会規則第2号。以下「組織規則」という。)第2条第1号に規定する事務局をいう。
- (2) 所管機関 学校及び組織規則第2条第2号に規定する所管機関をいう。

#### (職名)

第3条 事務局及び所管機関に置く職は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する職のほか、必要があると認めるときは、事務局又は所管機関に担当部長、参事、担当課長、主幹及び主任指導主事を置くことができる。

#### (教育長職務代理人)

第4条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第20条第2項の規定に基づき、教育長の職務を代理する職員について、その順序は次のとおりとする。

- (1) 教育部長
- (2) 教育総務課長

#### (臨時又は非常勤の職員の種類等)

第5条 前条に規定する職のほか、臨時又は非常勤の職(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は大和市長一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年大和町条例第21号)第2条、第3条若しくは第4条の規定により採用される職を除く。)として嘱託員を置き、特定の事務、技術又は用務に従事させる。この場合において、事務に従事する者を事務嘱託とし、技術に従事する者を技術嘱託とし、用務に従事する者を用務嘱託とする。

#### (法令に基づく職名の併用)

第6条 職名に関し、法令その他特別の定めがあるもので必要と認められるものについては、その職名を併せて用いることができる。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

機関名		職	職に充てる職員
事務局		部長 課長 室長 係長 副主幹 主査 主任 主事 主事補	事務職員 技術職員
		係長 指導主事	指導主事
		栄養士	技術職員
		営繕作業技能主任 営繕作業員	技能職員
所管機関	教育研究所	所長 係長 副主幹 主査 主任 主事 主事補	事務職員 技術職員
		係長 指導主事	指導主事
	青少年相談室	室長 係長 副主幹 主査 主任 主事	事務職員 技術職員

		主事補	
	学校給食共同調理場	場長	事務職員 技術職員
		栄養士	技術職員
	小学校	庁務作業用務主任 庁務作業員	用務員
		学校給食作業主任 学校給食員	調理員
	中学校	庁務作業用務主任 庁務作業員	用務員
事務局及び所管機関		再任用職	事務職員 技術職員 技能職員 用務員

議案第 18 号

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正  
する規則について

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規  
則について、審議願いたく提案する。

平成 21 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会  
教育長 山 根 英 昭

## 大和市教育委員会規則第 号

### 大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 40 年大和市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条本文に次のただし書を加える。

ただし、大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 21 年大和市教育委員会規則第 号）第 2 条第 1 項に定める補助執行事務を除く。第 3 条第 4 号中「及び指令」を「、指令及び軽易な協議」に改める。

第 4 条に次のただし書きを加える。

ただし、大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則第 2 条第 1 項に定める補助執行事務を除く。

#### 附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 19 号

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則について

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則について、審議願  
いたく提案する。

平成 21 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会  
教育長 山 根 英 昭

## 大和市教育委員会規則第 号

### 大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、大和市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を、補助執行させることについて、必要な事項を定めるものとする。

#### (補助執行事務)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち別表第1の左欄の事務(以下「補助執行事務」という。)を、同表の右欄の職員(以下「補助執行職員」という。)に補助執行させるものとする。ただし、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和40年大和市教育委員会規則第1号。以下「事務委任規則」という。)第2条第1項に定める事項は教育委員会の会議に付さなければならない。

2 前項の場合において、補助執行職員のうち部長及び市民課長(以下「部長等」という。)は所属の職員を指揮監督するものとする。

#### (教育長の指揮監督等)

第3条 前条に定める場合において、教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、部長等を指揮監督し、重要事項等の決裁をするものとする。

#### (決裁の区分)

第4条 教育長及び補助執行職員は、共通的決裁事項(別表第2)及び個別的決裁事項(別表第3)の区分に従い決裁する。

#### (類推による決裁)

第5条 この規則に決裁事項として定められていない事項であっても、事務内容により決裁することが適当であると認められるものは、この規則に準じて決裁させ、教育長にあっては決裁することができる。

#### (教育委員会の指示)

第6条 この補助執行においてその執行に当たり疑義のある事項又は異例と認められる事項については、あらかじめ教育委員会の指示を受けるものとする。

#### (準用)

第7条 この補助執行において必要な各職位の職務及び権限については、この規則に定めるもののほか、市長の事務部局の諸規定の例による。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事 務	職 員
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 転学してきた児童及び生徒に係る関係書類の確認並びに就学者の氏名及び入学期日通知書等の交付事務に関する事。</li> <li>2 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく医療券発行に係る申請書の受付及び交付に関する事。</li> </ol>	<p>市民課長及び市民課の職員</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財保護に関する事。</li> <li>2 郷土民家園に関する事。</li> <li>3 下鶴問ふるさと館に関する事。</li> <li>4 文化財保護審議会に関する事。</li> </ol>	<p>文化スポーツ部長及び文化振興課の職員</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 スポーツに係る調査及び企画に関する事。</li> <li>2 スポーツ団体の指導及び育成に関する事。</li> <li>3 スポーツ指導者の育成に関する事。</li> <li>4 各種大会、競技会、スポーツ教室、レクリエーションの集会等の開催、指導助言及び育成に関する事。</li> <li>5 スポーツ施設の整備に係る調査及び企画に関する事。</li> <li>6 スポーツ施設（次号に掲げるものを除く。）の維持管理に関する事。</li> <li>7 大和スポーツセンター、大野原庭球場、草柳庭球場、桜森スポーツ広場及び下福田野球場に関する事。</li> <li>8 学校体育施設のスポーツ開放に関する事。</li> <li>9 スポーツ振興審議会に関する事。</li> </ol>	<p>文化スポーツ部長及びスポーツ課の職員</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 図書館の事業計画に関する事。</li> <li>2 図書館の管理運営に関する事。</li> <li>3 図書資料等の選択、受入及び保存に関する事。</li> <li>4 図書資料等の館内閲覧及び貸出しに関する事。</li> <li>5 図書資料等の紹介、相談及び読書案内に関する事。</li> <li>6 館外奉仕に関する事。</li> <li>7 読書活動の推進に関する事。</li> <li>8 読書会その他各種行事の開催に関する事。</li> </ol>	<p>文化スポーツ部長及び図書館の職員</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 視聴覚ライブラリーの事業計画に関する事。</li> <li>2 視聴覚ライブラリーの管理運営に関する事。</li> </ol>	<p>文化スポーツ部長及び図書館の職員</p>

<ol style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育の総合的な企画調整に関する事。</li> <li>2 社会教育に係る調査及び企画に関する事。</li> <li>3 社会教育施設の整備計画に関する事。</li> <li>4 社会教育関係団体の指導及び育成に関する事。</li> <li>5 社会教育指導者の育成に関する事。</li> <li>6 社会教育に係る講座、討論会、講習会、講演会、示会その他の集会に関する事。</li> <li>7 社会教育に対する支援に関する事。</li> <li>8 社会同和教育に係る啓発に関する事。</li> <li>9 ユネスコ活動に関する事。</li> <li>10 社会教育委員に関する事。</li> </ol>	<p>文化スポーツ部長及び生涯学習センターの職員</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学習機会提供の総合管理に関する事。</li> <li>2 生涯学習センターの事業計画に関する事。</li> <li>3 生涯学習センターの管理運営に関する事。</li> <li>4 学校施設の使用による生涯学習の振興に関する事。</li> <li>5 生涯学習センター関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>6 地域を対象とする講座、展示会その他各種集会に関する事。</li> </ol>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 つる舞の里歴史資料館の管理運営に関する事。</li> <li>2 地域における歴史資料の収集及び調査研究に関する事。</li> <li>3 収蔵した資料の保管に関する事。</li> <li>4 資料の展示及び郷土文化の向上のための啓発活動に関する事。</li> </ol>	<p>文化スポーツ部長及び文化振興課の職員</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 青少年教育に係る調査及び企画に関する事。</li> <li>2 青少年教育施設の整備計画に関する事。</li> <li>3 青少年関係団体の指導及び育成に関する事。</li> <li>4 青少年指導者の育成に関する事。</li> <li>5 青少年を対象とする集会、講座、研修等の開催、指導助言及び育成に関する事。</li> <li>6 青少年センターの管理運営に関する事。</li> </ol>	<p>こども部長及びこども・青少年課の職員</p>

事 務	職 員
1 この補助執行における大和市議会においての説明及び答弁に関すること。 2 この補助執行において、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年大和市教育委員会規則第1号）に基づく事項について、教育委員会の会議に出席し、説明又は報告すること。 3 この補助執行における教育財産の管理に関すること。	文化スポーツ部長及びこども部長 その他文化スポーツ部及びこどもの職員

別表第2（第4条関係）

(1) 文書関係

決裁事項\決裁者		主幹兼係長	課長	次長	部長	教育長	備考
例規文書	事務委任規則第2条第1項に基づく教育委員会の会議に付さなければならない事項					議案内容等の決定	教育部長に合議
	令達文書					訓令、指令及び命令	指令及び命令を除き、教育部長に合議
	公示文書					公告及び、告示	教育部長に合議
	例規通達					制定及び改廃	
一般文書	行政文書の公開等		請求書の受領 第三者に対する意見書提出の機会の付与 事案の移送 軽易な行政文書の公開決定等 公開決定等の期限の延長		重要な行政文書の公開決定等	特に重要な行政文書の公開決定等	教育部長又は教育総務課長に合議
	個人情報の開示等		開示又は訂正に係		重要な情報の開示	特に重要な情報の	教育部長又は教育

			<p>る請求書 及びの取正 に出係る申 領書書の受 軽易な情 報の開示は 若し開示又 は訂正は不 訂正は決 定</p> <p>開示又は訂正の決定</p> <p>若し開示又は訂正の決定</p>		<p>若し開示又は訂正の決定</p> <p>若し開示又は訂正の決定</p>	<p>開示又は訂正の決定</p> <p>若し開示又は訂正の決定</p>	<p>総務課長 に合議</p>
	証明及び閲覧	<p>公簿による証明、閲覧膳抄本の交付その他例外的なもの(所定職員に専決せよ。)</p>			<p>異例なもの</p>		
	出版物		<p>定期及び軽易な出版物の刊行</p>		<p>重要な出版物の刊行</p>	<p>特に重要な出版物の刊行</p>	
処理	<p>請願及び陳情</p>					<p>請願書及び陳情書の処理</p>	<p>教育部長 に合議</p>
	<p>訴訟</p>					<p>訴訟の提起 訴訟方針の決定 和解案等の決定</p>	<p>教育部長 に合議</p>
	<p>告訴、告発及び被害届</p>				<p>被害届の決定</p>	<p>告訴及び告発の決定</p>	<p>教育部長 に合議</p>
	<p>異議申立</p>				<p>異議申立書の受理 補正及び釈明の命令</p>	<p>決定書の決定</p>	<p>教育部長 に合議</p>

	許可、認可その他の行政処分		軽易又は定例的なもの		異例なものの	重要なもの	教育長の決裁事項は、教育部長に合議
	調査、報告、進達、副申、通知、申請、照会、回答その他これらに類するもの		軽易又は定例的なもの		異例なものの		
	保存及び廃棄		文書の保管、保存及び廃棄の認定				

## (2) 人事関係

決裁事項\決裁者		主幹兼係長	課長	次長	部長	教育長	備考
任免等	非常勤特別職職員等任免				社会教育主事等の任免	教育委員会が任命する非常勤特別職の職員(附属機関の委員は、任免議案の決定)	教育部長に合議

## (3) その他

決裁事項\決裁者		主幹兼係長	課長	次長	部長	教育長	備考
附属機関						諮問事項案の決定	
会議					所管事務会議の招集		
事務引継			分室長等、主幹、保育園長及び係長以下		次長、所長、参事、課長及び担当課長	部長及び担当部長	
指定管理					施設等を損傷し、又は滅失させた者に対する原状回復又は損害賠償の指示	協定書の締結事業報告書の受理 利用料金及び協定書に定める教育委員会の承認	
市民参加の手続					意見公募手続等の実施 提出された意見等に対する教育委員会の考え方の公表	審議会等の公募委員の選考	審議会等の公募委員の選考については、教育部長に合議

(注) この表の適用に当たり、主幹兼係長及び次長の職が置かれていない場合は、主幹兼係長の欄に掲げる事項は課長を、次長の欄に掲げる事項は部長を決裁

者とする。

別表第3（第4条関係）

補助執行させる課	決裁事項 / 決裁者	課長	次長	部長	教育長	備考
市民課	就学及び学校保健	児童生徒に係る関係書類の確認 入学期日通知書等の交付（所定職員に専決させること。） 学校保健に係る医療券申請の受付及び交付。（所定職員に専決させること。）				
文化振興課	文化財の保護	文化財に関する調査、資料収集及び整理保存 文化財の所有者等の変更の届出 神奈川県文化財保護条例第36条の8及び同条例の施行等に関する規則第40条の規定に基づき処理する事務 文化財に関する各種行事の実施		文化財の滅失毀損の届出 文化財にかかる状況の報告又は調査	文化財の現状変更移転等の承認	
	つる舞の里歴史資料館	つる舞の里歴史資料館の運営及び維持管理 歴史に関する各種行事の実施 歴史資料の調査、資料収集及び整理保存				
スポーツ課	スポーツ振興	スポーツに関する調査及び施策の推進 スポーツに関する各種行事の開催及び実施で軽易なもの スポーツ団体の指導及び育成 スポーツ指導者の育成		スポーツに関する施策の決定で軽易なもの スポーツに関する各種行事の開催及び実施で重要なもの スポーツ団体の指導及	スポーツに関する施策の決定で重要なもの スポーツに関する各種行事の開催及び実施で特に重要なもの	事務委任規則第2条第1項に当たる事項は、教育委員会に付さなければならない。

				び育成の方針及び計画の決定 スポーツ指導者の育成の方針及び計画の決定		
	スポーツ開放	スポーツ開放にかかる学校施設 使用者登録 スポーツ開放にかかる学校施設の使用許可 スポーツ開放にかかる学校施設の使用料の減免				
図書館	図書館	図書館の運営及び維持管理 図書館に関する調査及び研究 読書活動の推進及び読書案内 図書館資料等（視聴覚教育の資料を除く）の収集及び保存 図書館資料等（視聴覚教育の資料を除く）の閲覧及び貸出並びに他機関等との相互貸出にかかる連絡及び協力 図書及び読書に関する各種行事等の開催及び実施で軽易なもの		図書館にかかる事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの 図書及び読書に関する各種行事の開催及び実施で重要なもの	図書館の事業計画の策定及び改定に関するもので重要なもの	事務委任規則第2条第1項に当たる事項は、教育委員会に付さなければならない。
	視聴覚ライブラリー	視聴覚ライブラリーの事業計画の策定及び改定 視聴覚ライブラリーの運営及び維持管理 視聴覚教育に関する調査及び研究 視聴覚教育の資料の収集及び保存 視聴覚教育の資料の閲覧及び貸出並びに他機関等との相互貸出にかかる連絡及び協力 視聴覚教育に関				

		する各種行事等の開催及び実施				
生涯学習センター	社会教育	社会教育に関する調査及び施策の推進 社会教育関係団体の指導及び育成並びに社会教育指導者の育成 社会教育に関する各種行事等の開催及び実施で軽易なもの（所定職員に専決させること。） 社会同和教育に関する啓発 ユネスコ活動		社会教育に関する総合的な企画調整及び施策の決定で軽易なもの 社会教育に関する計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの 社会教育に関する各種行事等の開催及び実施で重要なもの	社会教育に関する総合的な企画調整及び施策の決定で重要なもの 社会教育に関する計画の策定及び改定に関するもので重要なもの 社会教育に関する各種行事等の開催及び実施で特に重要なもの	事務委任規則第2項第1項に当たるとは、教育委員会に付さなければならない。
	公民館	生涯学習センターの使用の承認にかかるもので定例的なもの（所定職員に専決させること。） 生涯学習センターが所掌する事業における学校施設使用者登録（所定職員に専決させること。） 生涯学習センターが所掌する事業における学校施設の使用許可（所定職員に専決させること。） 生涯学習センターが所掌する事業における学校施設の使用料の減免（所定職員に専決させること。） 生涯学習センター関係機関との連絡調整 講座、展示会その他各種集会の開催及び実施で軽易なもの（所定職員に専決させること。）		生涯学習センターにかかる事業計画の策定及び改定に関するもので軽易なもの 生涯学習センターの使用の承認にかかるもので異例なもの 講座、展示会その他各種集会の開催及び実施で重要なもの	生涯学習センターの事業計画の策定及び改定に関するもので重要なもの	事務委任規則第2項第1項に当たるとは、教育委員会に付さなければならない。

こども・青少年課	青少年教育	青少年教育に関する調査及び施策の推進 青少年教育関係団体の指導及び育成並びに青少年指導者の育成 青少年を対象とする集会、講座、研修等の開催及び実施で軽易なもの 青少年を対象とする指導助言及び育成		青少年教育に関する総合的な企画調整及び施策の決定で軽易なもの 青少年教育施設の整備計画に関するもので軽易なもの 青少年を対象とする集会、講座、研修等の開催及び実施で重要なもの	青少年教育に関する総合的な企画調整及び施策の決定で重要なもの 青少年教育施設の整備計画に関するもので重要なもの	事務委任規則第2条第1項に当たる事項は、教育委員会の会議に付さなければならない。
	青少年センター	青少年センターの利用の承認にかかるもので定例的なもの（所定職員に専決させること。）		青少年センターの利用承認にかかるもので異例なもの		

（注） この表の適用に当たり、主幹兼係長及び次長の職が置かれていない場合は、主幹兼係長の欄に掲げる事項は課長を、次長の欄に掲げる事項は部長を決裁者とする。

議案第 20 号

大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 21 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会公印規則(昭和42年大和市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「大和市教育委員会事務局」を「この規則は、大和市教育委員会事務局」に改める。

第4条中「総務課長」を「教育総務課長」に改める。

第6条中「総務課長」を「教育総務課長」に、「教育委員会教育長」を「教育委員会」に改める。

別表庁印の表、委員会印の項管理者の欄中「総務課長」を「教育総務課長」に改め、同表庁印の表、図書館印の項管理者の欄中「図書館長」を「文化スポーツ部図書館長」に改める。

別表庁印の表中

「

専 用 委 員 会 印	てん書	方 21	大和市教育 委員会印 市民課専用	転入学事務 に関する文 書	市民経済 部市民課 長
	てん書	方 21	大和市教育 委員会印 渋谷分室専用	転入学事務 に関する文 書	市民経済 部渋谷分 室長

を

」

専 用 委 員 会 印	てん書	方 21	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 大和市教育 委員会印   市民課専用 </div>	転入学事務 に関する文 書	市民経済 部市民課 長
	てん書	方 21	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 大和市教育 委員会印   渋谷分室専用 </div>	転入学事務 に関する文 書	市民経済 部渋谷分 室長
	てん書	方 21	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 大和市教育 委員会印   こども・青 少年課専用 </div>	こども・青少 年課の補助 執行事務に 係る文書	子ども部 こども・青 少年課長
	てん書	方 21	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 大和市教育 委員会印   生涯学習セ ンター専用 </div>	生涯学習セ ンターの補 助執行事務 に係る文書	文化スポ ーツ部生 涯学習セ ンター館 長
	てん書	方 21	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 大和市教育 委員会印   何々学習セ ンター専用 </div>	学習センタ ーの補助執 行事務に係 る文書	文化スポ ーツ部生 涯学習セ ンターつ きみ野学 習センタ ー館長、林 間学習セ ンター館 長、桜丘学 習センタ ー館長及 び渋谷学 習センタ ー館長
	てん書	方 21	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 大和市教育 委員会印   スポーツ課 専用 </div>	スポーツ課 の補助執行 事務に係る 文書	文化スポ ーツ部ス ポーツ課 長

に

改める。

別表職印の表、委員長印の項管理者の欄中「総務課長」を「教育総務課長」に改

め、同表職印の表、委員長職務代理者の項管理者の欄中「総務課長」を「教育総務課長」に改める。

別表職印の表中

教育 長印	てん書	方 30	大和市教育委員会 教育長印	表彰、ほう賞 用	総務課 長
専用 教育 長印	てん書	方 21	大和市教育委員会 生涯学習センター専用	生涯学習セ ンターの所 管事務に関 する文書	生涯学 習セン ター館 長
専用 教育 長印	てん書	方 21	大和市教育委員会 青少年センター専用	青少年セン ターの所管 事務に関す る文書	青少 年セン ター館 長
専用 教育 長印	てん書	方 21	大和市教育委員会 スポーツ課専用	スポーツ課 の所管事務 に係る文書	スポ ーツ 課長
委員 長職 務代 理者 印	てん書	方 21	大和市教育委員会 教育長職務代理者印	教育長職務 代理者名を もって発す る文書	総務課 長

を

教育 長印	てん書	方 30	大和市教育委員会 教育長印	表彰、ほう賞 用	教育総 務課長
委員職 務代理 者印	てん書	方 21	大和市教育委員会 教育長職務代理者印	教育長職務 代理者名を もって発す る文書	教育総 務課長

改める。

別表職印の表、図書館長印の項管理者の欄中「図書館長」を「文化スポーツ部図書館長」に改め、別表職印の表、生涯学習センター館長印の項及び学習センター館長印の項を削る。

#### 附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

大和市教育委員会公印規則新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">大和市教育委員会公印規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 <u>この規則は</u>、大和市教育委員会事務局、大和市立学校及び学校以外の教育機関において使用する公印について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則で使用する公印とは、教育委員会名その他の職名又は庁名により作成する行政文書に押印することにより、当該文書が真正であることを認証する印章であって、公印台帳に登録したものをいう。</p> <p>(公印の名称、用途等)</p> <p>第 3 条 公印の名称、その書体、寸法、形式並びにその用途及び管理者は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>(管理者及び統括者)</p> <p>第 4 条 公印の管理に関する事務の責任者として、各公印について別表のとおり管理者を置き、<u>教育総務課長</u>がその管理者の事務を統括する。</p> <p>(不用公印の保存廃き)</p> <p>第 5 条 改刻、廃止等のため、不用となった公印は、使用しなくなった日から起算して次の区分により保存する。</p> <p>(1) 委員会印、委員長印及び教育長印は 永年</p> <p>(2) 前号に定める以外の公印は 10 年</p> <p>(準用)</p> <p>第 6 条 この規則に定めるもののほか、公印について必要な事項は、大和</p>	<p style="text-align: center;">大和市教育委員会公印規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 大和市教育委員会事務局、大和市立学校及び学校以外の教育機関において使用する公印について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則で使用する公印とは、教育委員会名その他の職名又は庁名により作成する行政文書に押印することにより、当該文書が真正であることを認証する印章であって、公印台帳に登録したものをいう。</p> <p>(公印の名称、用途等)</p> <p>第 3 条 公印の名称、その書体、寸法、形式並びにその用途及び管理者は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>(管理者及び統括者)</p> <p>第 4 条 公印の管理に関する事務の責任者として、各公印について別表のとおり管理者を置き、<u>総務課長</u>がその管理者の事務を統括する。</p> <p>(不用公印の保存廃き)</p> <p>第 5 条 改刻、廃止等のため、不用となった公印は、使用しなくなった日から起算して次の区分により保存する。</p> <p>(1) 委員会印、委員長印及び教育長印は 永年</p> <p>(2) 前号に定める以外の公印は 10 年</p> <p>(準用)</p> <p>第 6 条 この規則に定めるもののほか、公印について必要な事項は、大和</p>

市公印規則(平成18年大和市規則第94号)を準用する。この場合において、「文書主管の課長」とあるのは「教育総務課長」と、「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第2条及び第3条関係)

庁印

名称	書体	寸法 (ミリメートル)	形式	用途	管理者
委員会印	てん書	方21	(略)	教育委員会名もつて発する文書	教育総務課長
委員会印	てん書	方30	(略)	表彰、ほう賞用	教育総務課長
学校印	てん書	方45	(略)	学校名もつて発する文書	学校長
図書館印	てん書	方21	(略)	図書館名もつて発する文書	文化スポーツ部図書館長
研究所印	てん書	方21	(略)	教育研究所名もつて発する文書	教育研究所長

市公印規則(平成18年大和市規則第94号)を準用する。この場合において、「文書主管の課長」とあるのは「総務課長」と、「市長」とあるのは「教育委員会教育長」と読み替えるものとする。

別表(第2条及び第3条関係)

庁印

名称	書体	寸法 (ミリメートル)	形式	用途	管理者
委員会印	てん書	方21	(略)	教育委員会名もつて発する文書	総務課長
委員会印	てん書	方30	(略)	表彰、ほう賞用	総務課長
学校印	てん書	方45	(略)	学校名もつて発する文書	学校長
図書館印	てん書	方21	(略)	図書館名もつて発する文書	図書館長
研究所印	てん書	方21	(略)	教育研究所名もつて発する文書	教育研究所長

専 委 員 会 印	てん書	方 21	(略)	転入学事務に関する文書	市民経済課 市民課 長
	てん書	方 21	(略)	転入学事務に関する文書	市民経済分 室 長
	てん書	方 21	大和市教育 委員会印  こども・青 少年課専用	こども・青少年課の補助執行事務に係る文書	子ども・青少年課 長
	てん書	方 21	大和市教育 委員会印  生涯学習セ ンター専用	生涯学習センターの補助執行事務に係る文書	文化スポ ーツ部生 涯学習セ ンター館 長
	てん書	方 21	大和市教育 委員会印  何々学習セ ンター専用	学習センターの補助執行事務に係る文書	文化スポ ーツ部生 涯学習セ ンターつ きみ野学 習センター 館長、 林間学習 センター 館長、桜 丘学習セ ンター館 長及び 渋谷学 習センター 館長
てん書	方 21	大和市教育 委員会印  スポーツ課 専用	スポー	文化スポ	

専 委 員 会 印	てん書	方 21	(略)	転入学事務に関する文書	市民経済課 市民課 長
	てん書	方 21	(略)	転入学事務に関する文書	市民経済分 室 長

< 新 設  
>

				ツ課の 補助執 行に係 る文書	ーツ部ス ポーツ課 長
--	--	--	--	--------------------------	-------------------

職印

名称	書体	寸法 (ミリメ ートル)	形式	用途	管理者
委員 長印	てん書	方 21	(略)	委員長名 をもって 発する文 書	教育総務 課長
委員 長印	てん書	方 30	(略)	表彰、ほ う賞用	教育総務 課長
委員 長職代 理者 印	てん書	方 21	(略)	委員長職 務代理者 をもって 発する文 書	教育総務 課長
教育 長印	てん書	方 21	(略)	教育長名 をもって 発する文 書	教育総務 課長
教育 長印	てん書	方 30	(略)	表彰、ほ う賞用	教育総務 課長

職印

名称	書体	寸法 (ミリメ ートル)	形式	用途	管理者
委員 長印	てん書	方 21	(略)	委員長名 をもって 発する文 書	総務課長
委員 長印	てん書	方 30	(略)	表彰、ほ う賞用	総務課長
委員 長職代 理者 印	てん書	方 21	(略)	委員長職 務代理者 をもって 発する文 書	総務課長
教育 長印	てん書	方 21	(略)	教育長名 をもって 発する文 書	総務課長
教育 長印	てん書	方 30	(略)	表彰、ほ う賞用	総務課長
専 用 教 育	てん書	方 21	(略)	生涯学習 センター	生涯学習 センター

		<削除>			
		<削除>			
		<削除>			
教長務理印 育職代者	てん書	方 21	(略)	教育長職者 務代理もつ 名をて発す て文書	教育総務 課長
学校印	てん書	方 21	(略)	学校長名 をもつて 発する文 書	学校長
図書館印 書長	てん書	方 21	(略)	図書館長 名をもつ て発する 文書	文化スポ ーツ部 図書館長
研究所印 究長	てん書	方 21	(略)	教育研究 所名をも つて発す る文書	教育研究 所長
相室印 談長	てん書	方 21	(略)	青少年相 談室長 名をもつ て発する 文書	青少年相 談室長

長印				の所管事 務に關す る文書	館長
専 用 教 育 長印	てん書	方 21	(略)	青少年セ ンターの 所管事務 に關する 文書	青少年セ ンター館 長
専 用 教 育 長印	てん書	方 21	(略)	スポーツ 課の所管 事務に係 る文書	スポーツ 課長
教 育 長務理印 職代者	てん書	方 21	(略)	教育長職 務代理者 名をもつ て発する 文書	総務課長
学校印	てん書	方 21	(略)	学校長名 をもつて 発する文 書	学校長
図書館印 書長	てん書	方 21	(略)	図書館長 名をもつ て発する 文書	図書館長
研究所印 究長	てん書	方 21	(略)	教育研究 所名をも つて発す る文書	教育研究 所長
相室印 談長	てん書	方 21	(略)	青少年相 談室長 名をもつ て発する 文書	青少年相 談室長
生涯学 習	てん書	方 21	(略)	生涯学習 センター	生涯学習 センター

		<削除>			
		<削除>			
学給共調場印 校食同理長	てん書	方 21	(略)	学校給食調理を 発する文書 共同場長	学校給食調理 共同場長

センター 館印				館長名を 発する文書	館長
学習センター 館印	てん書	方 21	(略)	学習センター館長 名を 発する文書	学習センター館長
学給共調場印 校食同理長	てん書	方 21	(略)	学校給食調理を 発する文書 共同場長	学校給食調理 共同場長

議案第 21 号

大和市教育委員会電子公印規則の一部を改正する規則について

大和市教育委員会電子公印規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 21 年 3 月 26 日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

## 大和市教育委員会規則第 号

### 大和市教育委員会電子公印規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会電子公印規則(平成19年大和市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条から第7条までの規定中「総務課長」を「教育総務課長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

大和市教育委員会電子公印規則新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">大和市教育委員会電子公印規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大和市教育委員会事務局、大和市立学校及び学校以外の教育機関において使用する電子公印の保管及び取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公印 大和市教育委員会公印規則(昭和42年大和市教育委員会規則第1号)第2条に規定する公印をいう。</p> <p>(2) 電子公印 コンピュータに登録された公印の印影を使用(印影を画像の情報として取り扱うことを含む。)し、教育委員会名その他の職名又は庁名をもって発する行政文書(以下「行政文書」という。)とともに出力することにより、当該行政文書が真正であることを認証する電磁的記録であって、第5条の電子公印台帳に登録されたものをいう。</p> <p>(3) 管理者 第5条の電子公印台帳に登録された電子公印の管理者をいう。</p> <p>(電子公印に関する事務の統括者)</p> <p>第3条 電子公印に関する事務の統括は、<u>教育総務課長</u>がこれを行う。</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第4条 管理者は、電子公印の管理及び使用の責任者として、その不正使用を防止するため当該職員に対して適切な指導を行わなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">大和市教育委員会電子公印規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大和市教育委員会事務局、大和市立学校及び学校以外の教育機関において使用する電子公印の保管及び取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公印 大和市教育委員会公印規則(昭和42年大和市教育委員会規則第1号)第2条に規定する公印をいう。</p> <p>(2) 電子公印 コンピュータに登録された公印の印影を使用(印影を画像の情報として取り扱うことを含む。)し、教育委員会名その他の職名又は庁名をもって発する行政文書(以下「行政文書」という。)とともに出力することにより、当該行政文書が真正であることを認証する電磁的記録であって、第5条の電子公印台帳に登録されたものをいう。</p> <p>(3) 管理者 第5条の電子公印台帳に登録された電子公印の管理者をいう。</p> <p>(電子公印に関する事務の統括者)</p> <p>第3条 電子公印に関する事務の統括は、<u>総務課長</u>がこれを行う。</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第4条 管理者は、電子公印の管理及び使用の責任者として、その不正使用を防止するため当該職員に対して適切な指導を行わなければならない。</p>

2 管理者が事故等により不在となったときは、当該管理者と同じ課等に属する文書主任が、管理者を代理して事務の処理を行わなければならない。

(電子公印台帳)

第5条 教育総務課長は、電子公印台帳(第1号様式)を備え、管理者をしてこれにすべての電子公印を登録させなければならない。

2 登録した電子公印とともに出力する行政文書の名称は、当該台帳に記載しなければならない。

(電子公印の使用)

第6条 管理者は、電子公印の使用に当たっては、事前に、その使用の必要がある行政文書を電子公印使用申請書に添えて、教育総務課長に申請しなければならない。

2 教育総務課長は、前項の規定による申請を適切と認めるときは、その旨を管理者に通知し、電子公印台帳にその電子公印を登録させなければならない。

3 教育総務課長は、1年間に1回以上管理者に電子公印の使用状況について電子公印使用状況報告書により報告させなければならない。

(電子公印の廃止)

第7条 管理者は、電子公印を廃止しようとするときは、電子公印廃止報告書を教育総務課長に提出しなければならない。

2 教育総務課長は、前項の報告書の提出を受けたときは、電子公印台帳に記録しなければならない。

(様式)

第8条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は第2号様式から第4号様式までについては教育長が別に定める。

附 則

2 管理者が事故等により不在となったときは、当該管理者と同じ課等に属する文書主任が、管理者を代理して事務の処理を行わなければならない。

(電子公印台帳)

第5条 総務課長は、電子公印台帳(第1号様式)を備え、管理者をしてこれにすべての電子公印を登録させなければならない。

2 登録した電子公印とともに出力する行政文書の名称は、当該台帳に記載しなければならない。

(電子公印の使用)

第6条 管理者は、電子公印の使用に当たっては、事前に、その使用の必要がある行政文書を電子公印使用申請書に添えて、総務課長に申請しなければならない。

2 総務課長は、前項の規定による申請を適切と認めるときは、その旨を管理者に通知し、電子公印台帳にその電子公印を登録させなければならない。

3 総務課長は、1年間に1回以上管理者に電子公印の使用状況について電子公印使用状況報告書により報告させなければならない。

(電子公印の廃止)

第7条 管理者は、電子公印を廃止しようとするときは、電子公印廃止報告書を総務課長に提出しなければならない。

2 総務課長は、前項の報告書の提出を受けたときは、電子公印台帳に記録しなければならない。

(様式)

第8条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は第2号様式から第4号様式までについては教育長が別に定める。

別表(略)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表(略)

議案第22号

大和市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則について

大和市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成21年3月26日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

## 大和市教育委員会規則第 号

### 大和市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則

大和市文化財保護審議会規則(昭和53年大和市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「生涯学習部社会教育課の所管に属する」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

議案第23号

大和市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則について

大和市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成21年3月26日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

## 大和市教育委員会規則第 号

### 大和市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則

大和市社会教育指導員設置規則（昭和 62 年大和市教育委員会規則 第 4 号）の一部を次のように改正する

第 4 条中「生涯学習事業」を「事業」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

議案第24号

大和市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成21年3月26日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

## 大和市教育委員会規則第 号

### 大和市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則

大和市青少年センター条例施行規則（平成8年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条から第6条までの規定中「教育長」を「教育委員会」に改める。

第11条中「教育長」を「教育委員会」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

大和市青少年センター条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">大和市青少年センター条例施行規則</p> <p>&lt; 略 &gt;</p> <p>(休館日)</p> <p>第 2 条 青少年センター(以下「センター」という。)の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要と認めた場合は、臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 月曜日</p> <p>(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>が必要と認めた場合は、休館日を開館日とすることができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第 3 条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(元日を除く。)にあつては、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>は、必要があると認めるときは、同項に規定する開館時間を臨時に変更することができる。</p> <p>3 前2項に定める時間は、準備及び原状に回復するための時間を含むものとする。</p> <p>(利用の申込)</p> <p>第 4 条 条例第4条第1項の規定によりセンターの利用承認を受けようとする者は、青少年センター利用申込書を<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">大和市青少年センター条例施行規則</p> <p>&lt; 略 &gt;</p> <p>(休館日)</p> <p>第 2 条 青少年センター(以下「センター」という。)の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、<u>教育長</u>が特に必要と認めた場合は、臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 月曜日</p> <p>(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育長</u>が必要と認めた場合は、休館日を開館日とすることができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第 3 条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(元日を除く。)にあつては、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>教育長</u>は、必要があると認めるときは、同項に規定する開館時間を臨時に変更することができる。</p> <p>3 前2項に定める時間は、準備及び原状に回復するための時間を含むものとする。</p> <p>(利用の申込)</p> <p>第 4 条 条例第4条第1項の規定によりセンターの利用承認を受けようとする者は、青少年センター利用申込書を<u>教育長</u>に提出しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>2 前項の申込は、条例第3条第1号又は第2号に該当する者にとっては、利用日の属する月の2月前の1日から、条例第3条第3号に該当する者にとっては、利用日の属する月の1月前の1日から受け付ける。ただし、1日が休館日の場合は、翌開館日とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>が特に認めるときは、同項に規定する受付開始日によらず、受け付けることができるものとする。</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、前条第1項の規定による申込があった場合において、その利用を承認するときは、青少年センター利用承認(不承認)決定通知書を申込者に交付し、条例第4条第2項の規定により、利用承認をしないときは、その旨を申込者に通知するものとする。</p> <p>(利用の変更又は取消し)</p> <p>第6条 利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)が利用日時等の変更又は取り消しをしようとするときは、遅滞なく青少年センター利用変更(取消)申請書に前条に規定する青少年センター利用承認(不承認)決定通知書を添付し、<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が止むを得ない理由があると認めたときは、書類の手続きを省略することができる。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による申請があったときは、その内容を検討し、適当と認めた場合は、直ちに青少年センター利用変更(取消)決定通知書により、申請者に通知するものとする。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(委任)</p>	<p>2 前項の申込は、条例第3条第1号又は第2号に該当する者にとっては、利用日の属する月の2月前の1日から、条例第3条第3号に該当する者にとっては、利用日の属する月の1月前の1日から受け付ける。ただし、1日が休館日の場合は、翌開館日とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>教育長</u>が特に認めるときは、同項に規定する受付開始日によらず、受け付けることができるものとする。</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第5条 <u>教育長</u>は、前条第1項の規定による申込があった場合において、その利用を承認するときは、青少年センター利用承認(不承認)決定通知書を申込者に交付し、条例第4条第2項の規定により、利用承認をしないときは、その旨を申込者に通知するものとする。</p> <p>(利用の変更又は取消し)</p> <p>第6条 利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)が利用日時等の変更又は取り消しをしようとするときは、遅滞なく青少年センター利用変更(取消)申請書に前条に規定する青少年センター利用承認(不承認)決定通知書を添付し、<u>教育長</u>に届け出なければならない。ただし、<u>教育長</u>が止むを得ない理由があると認めたときは、書類の手続きを省略することができる。</p> <p>2 <u>教育長</u>は、前項の規定による申請があったときは、その内容を検討し、適当と認めた場合は、直ちに青少年センター利用変更(取消)決定通知書により、申請者に通知するものとする。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(委任)</p>

第 11 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は教育委員会が別に定める。

< 略 >

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

< 略 >

第 11 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は教育長が別に定める。

< 略 >

< 略 >

議案第25号

大和市児童館条例施行規則を廃止する規則について

大和市児童館条例施行規則を廃止する規則について、審議願いたく提案する。

平成21年3月26日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

大和市教育委員会規則第 号

大和市児童館条例施行規則を廃止する規則  
大和市児童館条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第9号）は、廃止する。

附 則  
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

議案第26号

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則を廃止する規則について

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則を廃止する規則について、審議願いたく提案する。

平成21年3月26日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

大和市教育委員会規則第 号

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則を廃止する規則

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則（平成20年大和市教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

議案第27号

大和市スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則について

大和市スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成21年3月26日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

## 大和市教育委員会規則第 号

### 大和市スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則

大和市スポーツ振興審議会規則(昭和38年大和市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条中「教育委員会事務局の職員が」を「スポーツ主管課において」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

大和市スポーツ振興審議会規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1～4条 略 (庶務) 第5条 審議会の庶務は、<u>スポーツ主管課</u>において処理する。</p> <p>第6条 略</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1～4条 略 (庶務)1 第5条 審議会の庶務は、<u>教育委員会事務局の職員</u>が処理する。</p> <p>第6条 略</p>

議案第28号

大和市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について

大和市学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成21年3月26日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

## 大和市教育委員会規則第 号

### 大和市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

大和市立学校施設の開放に関する規則(昭和51年大和市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第8号を削り、同項第9号中「使用代表者のうち」を「学校施設を使用する者のうちから」に改め、同号を同項第8号とする。

第3条第1項中第10号から第14号までを削る。

第5条第2号中「教育長」を「教育委員会」に改める。

第6条及び第7条中「教育長」を「教育委員会」に改める。

第8条中「学校管理規則第3条第7号に規定する冬季休業日」を「12月29日から翌年1月3日」に、「教育長」を「教育委員会」に改める。

第11条中「教育長」を「教育委員会」に改める。

第12条第2項中「使用する者及び管理指導員」を「学校施設を使用する者及び教育委員会が指定した者」に改める。

第13条第2項、第14条第5号及び第17条中「教育長」を「教育委員会」に改める。

第19条中「管理指導員」を「教育委員会が指定した者」に改める。

第22条を削り、第23条を第22条とし、第24条を第23条とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に調整されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

大和市立学校施設の開放に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1~2条 略 (用語の意義)</p> <p>第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)~(7) 略 &lt;削除&gt;</p> <p>(8) 使用責任者 <u>学校施設を使用する者のうちから責任者として選任された者をいう。</u> &lt;削除&gt;</p> <p>(効力)</p> <p>第4条 学校施設の使用に関する従前の規則等、若しくは規則等に基づくその他の定めが、この規則の規定にてい触する場合には、この規則の規定が優先する。 (使用者の範囲)</p>	<p>第1~2条 略 (用語の意義)</p> <p>第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)~(7) 略 (8) <u>管理指導員 地区学校開放事業実施委員会において管理指導員として選任された者をいう。</u> (9) 使用責任者 <u>使用代表者のうち責任者として選任された者をいう。</u> (10) <u>運営委員会 大和市学校開放事業運営委員会をいう。</u> (11) <u>振興会 大和市地区体育振興会をいう。</u> (12) <u>担当区域 振興会の区域をいう。</u> (13) <u>実施委員会 振興会区域ごとに組織された大和市地区学校開放事業実施委員会をいう。</u> (14) <u>夏季休業日 学校管理規則第3条第5号に規定する夏季休業日をいう。</u></p> <p>(効力)</p> <p>第4条 学校施設の使用に関する従前の規則等、若しくは規則等に基づくその他の定めが、この規則の規定にてい触する場合には、この規則の規定が優先する。 (使用者の範囲)</p>

第5条 学校施設を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大和市に在住又は在勤する者で構成する10人以上の団体で教育委員会の登録を受けた者(以下「登録団体」という。)

(2) その他教育委員会が特に必要と認める者

(登録)

第6条 前条第1号に規定する登録を受けようとする者は、学校開放使用者登録申請書により教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、使用者の登録を行うものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により登録したときは、学校開放使用者登録通知書により、申請者に通知するものとする。

4 登録団体の代表者は、登録の内容に変更が生じたときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

5 登録の有効期間は、別に定める。

(登録の取消)

第7条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により登録したことが判明したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 登録団体として不適当と認められるとき。

(使用日等)

第8条 学校施設を使用できる日は、12月29日から翌年1月3日以外の日とする。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。

(使用時間)

第5条 学校施設を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大和市に在住又は在勤する者で構成する10人以上の団体で教育委員会の登録を受けた者(以下「登録団体」という。)

(2) その他教育長が特に必要と認める者

(登録)

第6条 前条第1号に規定する登録を受けようとする者は、学校開放使用者登録申請書により教育長に申請しなければならない。

2 教育長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、使用者の登録を行うものとする。

3 教育長は、前項の規定により登録したときは、学校開放使用者登録通知書により、申請者に通知するものとする。

4 登録団体の代表者は、登録の内容に変更が生じたときは、直ちに教育長に届け出なければならない。

5 登録の有効期間は、別に定める。

(登録の取消)

第7条 教育長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により登録したことが判明したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 登録団体として不適当と認められるとき。

(使用日等)

第8条 学校施設を使用できる日は、学校管理規則第3条第7号に規定する冬季休業日以外の日とする。ただし、教育長が認めたときは、この限りでない。

(使用時間)

第 9 条 学校施設を使用できる時間は、次の各号に定める時間のうち、別表第 1 及び別表第 2 に定める時間とする。

- (1) 休業日は、午前 9 時から午後 9 時まで
- (2) 平日は、体育館及び夜間照明を有する学校の校庭に限って午後 5 時から午後 9 時まで

(使用施設)

第 10 条 学校施設のうち使用できる施設及び種目は、別表第 3 のとおりとし、各学校別の使用種目については、別に定める。

(申請)

第 11 条 学校施設を使用しようとする者は、別に定める日までに学校開放施設使用申請書により教育委員会に申請しなければならない。

- 2 教育委員会は、使用の適否を決定したときは、学校開放施設使用通知書により通知するものとする。
- 3 夜間の校庭及び夜間照明を使用しようとする者は、事前に学校校庭夜間使用申請書を教育委員会に提出しなければならない。
- 4 教育委員会は、前項に規定する申請を受けたときは、使用の適否を決定し、学校校庭夜間使用許可書により通知するものとする。

(遵守事項)

第 12 条 学校施設を使用する者は、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) この規則の規定及び使用上の許可条件に反しないこと。
- (2) 風紀上及び衛生上不適当な行為をしないこと。
- (3) 使用目的以外に使用しないこと。
- (4) 使用前後に管理指導員に連絡すること。
- (5) 使用中は、善良な管理のもとに使用すること。
- (6) 使用中は、事故のないように厳格に監理すること。

第 9 条 学校施設を使用できる時間は、次の各号に定める時間のうち、別表第 1 及び別表第 2 に定める時間とする。

- (1) 休業日は、午前 9 時から午後 9 時まで
- (2) 平日は、体育館及び夜間照明を有する学校の校庭に限って午後 5 時から午後 9 時まで

(使用施設)

第 10 条 学校施設のうち使用できる施設及び種目は、別表第 3 のとおりとし、各学校別の使用種目については、別に定める。

(申請)

第 11 条 学校施設を使用しようとする者は、別に定める日までに学校開放施設使用申請書により教育長に申請しなければならない。

- 2 教育長は、使用の適否を決定したときは、学校開放施設使用通知書により通知するものとする。
- 3 夜間の校庭及び夜間照明を使用しようとする者は、事前に学校校庭夜間使用申請書を教育長に提出しなければならない。
- 4 教育長は、前項に規定する申請を受けたときは、使用の適否を決定し、学校校庭夜間使用許可書により通知するものとする。

(遵守事項)

第 12 条 学校施設を使用する者は、次の各号に定める事項を守らなければならない

- (1) この規則の規定及び使用上の許可条件に反しないこと。
- (2) 風紀上及び衛生上不適当な行為をしないこと。
- (3) 使用目的以外に使用しないこと。
- (4) 使用前後に管理指導員に連絡すること。
- (5) 使用中は、善良な管理のもとに使用すること。
- (6) 使用中は、事故のないように厳格に監理すること。

2 学校施設を使用する者及び教育委員会が指定した者は、学校施設を使用するときは、当該学校の教員又は職員に一切の負担、その他迷惑となる行為をしてはならない。

(使用料の減免)

第 13 条 条例第 4 条第 2 項の規定による減免は、次に定めるところによる。ただし、夜間照明設備に係る使用料については、第 1 号に該当する場合以外は、減免しない。

(1) 大和市が使用する場合 全額免除

(2) 登録団体が使用する場合 2 分の 1 免除

2 前項に規定する場合のほか、教育委員会が特に必要と認めた場合は、使用料を減免することができる。

(使用許可の取消)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すものとする。

(1) 第 12 条各号のいずれかに違反したとき。

(2) 施行規則第 5 条各号のいずれかに違反したとき。

(3) 不正の行為により申請し、若しくは許可を受けたとき。

(4) 使用権利を他に譲渡したとき。

(5) その他教育委員会が必要と認めたとき。

(免責)

第 15 条 使用許可の取消し及び相当の理由が認められない事故で、使用者に損害を生じた場合においては、大和市はその責を負わない。

(管理責任)

第 16 条 学校開放に関する所管は、教育委員会が行う。

2 学校開放に関する施設の管理は、管理責任者が行う。

3 学校開放を行う学校の校長は、当該開放に伴う管理上の責任を負わな

2 使用する者及び管理指導員は、学校施設を使用するときは、当該学校の教員又は職員に一切の負担、その他迷惑となる行為をしてはならない。

(使用料の減免)

第 13 条 条例第 4 条第 2 項の規定による減免は、次に定めるところによる。ただし、夜間照明設備に係る使用料については、第 1 号に該当する場合以外は、減免しない。

(1) 大和市が使用する場合 全額免除

(2) 登録団体が使用する場合 2 分の 1 免除

2 前項に規定する場合のほか、教育長が特に必要と認めた場合は、使用料を減免することができる。

(使用許可の取消)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すものとする。

(1) 第 12 条各号のいずれかに違反したとき。

(2) 施行規則第 5 条各号のいずれかに違反したとき。

(3) 不正の行為により申請し、若しくは許可を受けたとき。

(4) 使用権利を他に譲渡したとき。

(5) その他教育長が必要と認めたとき。

(免責)

第 15 条 使用許可の取消し及び相当の理由が認められない事故で、使用者に損害を生じた場合においては、大和市はその責を負わない。

(管理責任)

第 16 条 学校開放に関する所管は、教育委員会が行う。

2 学校開放に関する施設の管理は、管理責任者が行う。

3 学校開放を行う学校の校長は、当該開放に伴う管理上の責任を負わな

いものとする。

(施設の状況通知)

第 17 条 学校長は、学校開放に必要な施設及び設備の状況を学校開放として使用する月の前月の 4 日までに教育委員会に通知するものとする。

(使用責任者の選任)

第 18 条 学校施設を使用しようとする者は、遵守事項その他使用上必要な事項の責任を負うため成人者である使用責任者を選任しなければならない。

2 使用責任者は、常に使用施設の善良な管理者としての責任と注意をもって使用に当たるものとする。

(損害賠償)

第 19 条 学校施設を使用する者が、施設を損傷し、若しくは滅失したときは、直ちに教育委員会が指定した者に理由を付して届け出ると同時に、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、教育委員会が指定した者は処置状況を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第 20 から 21 条 略

<削除>

いものとする。

(施設の状況通知)

第 17 条 学校長は、学校開放に必要な施設及び設備の状況を学校開放として使用する月の前月の 4 日までに教育長に通知するものとする。

(使用責任者の選任)

第 18 条 学校施設を使用しようとする者は、遵守事項その他使用上必要な事項の責任を負うため成人者である使用責任者を選任しなければならない。

2 使用責任者は、常に使用施設の善良な管理者としての責任と注意をもって使用に当たるものとする。

(損害賠償)

第 19 条 学校施設を使用する者が、施設を損傷し、若しくは滅失したときは、直ちに管理指導員に理由を付して届け出ると同時に、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、管理指導員は処置状況を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第 20 から 21 条 略

(機関の設置)

第 22 条 学校開放を推進するため運営委員会を置く。

2 運営委員会は、管理責任者の命を受け、この事業の実施に関し必要な事項を協議する。

3 運営委員会の委員は、次の各号に掲げる者について、教育長が委嘱する。

(1) 市立小学校校長会代表

(2) 市立中学校校長会代表

(3) 大和市スポーツ振興審議会会長

(様式)

第 22 条 この規則の規定により使用する様式は、別表第 4 のとおりとし、その内容は別に定める。

(4) 大和市体育指導委員連絡協議会会長

(5) 大和市体育協会会長

(6) 大和市スポーツ少年団本部本部長

(7) 大和市地区体育振興会連絡協議会会長

(8) 大和市レクリエーション協会会長

(9) 地区実施委員会会長

(10) その他教育長が必要と認める者

4 実施委員会ごとに選任された管理指導員は、この事業の決定事項について、担当区域内の学校において、管理責任者の指示を受け、学校開放に伴う施設設備の管理、使用者の安全確保及び指導に当たるものとする。

5 管理指導員は、実施委員会ごとに次の各号に掲げる者について、実施委員会において選任し、教育委員会に届け出るものとする。

(1) 担当区域内の大和市体育指導委員

(2) 担当区域内の大和市社会体育振興委員

(3) その他実施委員会が必要と認める者

6 管理指導員の定数は、1 実施委員会ごとに 9 人以上 27 人以内とする。ただし、夜間照明を有する学校の区域の実施委員会については、この限りでない。

7 運営委員会の委員の任期は、第 3 項第 1 号から第 9 号までに規定する職については、当該職の任期とし、同項第 10 号に規定する職については、教育長が定める任期とする。

(様式)

第 23 条 この規則の規定により使用する様式は、別表第 4 のとおりとし、その内容は別に定める。

第23条 学校施設のうちプール開放に必要な規定及びこの規則に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が別に定める。

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に調整されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

第24条 学校施設のうちプール開放に必要な規定及びこの規則に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が別に定める。

議案第29号

大和市教育局が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を  
改正する規則について

大和市教育局が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成21年3月26日提出

大和市教育局  
教育長 山根英昭

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則(平成20年大和市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「文化財保護指導委員」の次に「及び社会体育振興委員」を加える。別表中青少年相談室職員の項の次に次のように加える。

社会体育振興委員	157人以内	地区のスポーツ振興を図るため、教育機関又は行政機関が行うスポーツの行事及び事業に対する助言及び協力を行う。
----------	--------	---

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則新旧対照表

改正案	現行															
<p>大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(非常勤特別職の任期)</p> <p>第3条 非常勤特別職の任期は1年とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、文化財保護指導委員及び社会体育振興委員の任期は2年とする。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="185 860 1039 1436"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>定数</th> <th>設置目的及び 主な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青少年相談室 職員</td> <td>2人</td> <td>青少年の健全育成に資するため、特に困難な教育相談、心理テストの実施、教育支援教室に通う児童生徒へのカウンセリング並びに学校教育相談員への指導及び助言を行う。</td> </tr> <tr> <td>社会体育振興委員</td> <td>157人以内</td> <td>地区のスポ</td> </tr> </tbody> </table>	職名	定数	設置目的及び 主な職務	青少年相談室 職員	2人	青少年の健全育成に資するため、特に困難な教育相談、心理テストの実施、教育支援教室に通う児童生徒へのカウンセリング並びに学校教育相談員への指導及び助言を行う。	社会体育振興委員	157人以内	地区のスポ	<p>大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(非常勤特別職の任期)</p> <p>第3条 非常勤特別職の任期は1年とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、文化財保護指導委員の任期は2年とする。</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1117 860 1971 1383"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>定数</th> <th>設置目的及び 主な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青少年相談室 職員</td> <td>2人</td> <td>青少年の健全育成に資するため、特に困難な教育相談、心理テストの実施、教育支援教室に通う児童生徒へのカウンセリング並びに学校教育相談員への指導及び助言を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	職名	定数	設置目的及び 主な職務	青少年相談室 職員	2人	青少年の健全育成に資するため、特に困難な教育相談、心理テストの実施、教育支援教室に通う児童生徒へのカウンセリング並びに学校教育相談員への指導及び助言を行う。
職名	定数	設置目的及び 主な職務														
青少年相談室 職員	2人	青少年の健全育成に資するため、特に困難な教育相談、心理テストの実施、教育支援教室に通う児童生徒へのカウンセリング並びに学校教育相談員への指導及び助言を行う。														
社会体育振興委員	157人以内	地区のスポ														
職名	定数	設置目的及び 主な職務														
青少年相談室 職員	2人	青少年の健全育成に資するため、特に困難な教育相談、心理テストの実施、教育支援教室に通う児童生徒へのカウンセリング並びに学校教育相談員への指導及び助言を行う。														

を教は  
興又  
振興  
する  
ため  
の  
機  
関  
を  
興  
立  
て  
、  
こ  
の  
機  
関  
が  
一  
及  
び  
事  
業  
に  
対  
し  
て  
の  
行  
事  
に  
及  
び  
協  
力  
を  
行  
う。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

議案第30号

大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成21年3月26日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

# 大和市教育委員会規則第 号

## 大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

大和市立図書館条例施行規則（昭和 31 年大和市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「大和市立図書館」の次に「(以下「図書館」という。)」を加え、「午後 5 時」を「午後 8 時」に改め、「火曜日から金曜日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 2 条及び第 3 条に規定する休日を除く。)」を「土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)」に改め、同条第 2 項中「図書館長(以下「館長」という。)」を「教育委員会」に改め、「場合」を「とき」に改め、「開館時間を」の次に「臨時に」を加える。

第 4 条第 1 項第 1 号中「月曜日」の次に「(休日に当たるときを除く。)」を加え、同条第 2 項中「館長は、必要がある」を「教育委員会が必要」に改め、「し、又は臨時に休館」を削る。

第 5 条及び第 7 条中「館長」を「教育委員会」に改める。

第 8 条第 4 号中「館長」を「教育委員会」に改め、「もの」を「者及び団体」に改め、同号を同条第 5 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(4) 教育委員会が他の市町村教育委員会と締結した図書館の広域的な利用に関する協定に係るその市町村に住所を有する者

第 9 条第 1 項中「前条第 1 号及び第 2 号に規定する者並びに第 4 号の規定による者が、」を削り、同条第 2 項中「前条第 3 号に規定する団体及び第 4 号の規定による」を「前項の規定に関わらず、前条第 3 号及び第 5 号に規定する」に改める。

第 10 条中「館長」を「教育委員会」に改める。

第 11 条第 1 項中「(第 1 号様式)」を削り、同条第 2 項中「館長」を「教育委員会」に改め、「(第 2 号様式)」を削る。

第 15 条の見出し中「及び再貸出し」を削り、同条第 1 項中「経過したときは、速やかに」を「満了する日までに」に改め、同条第 2 項を削る。

第 16 条を削る。

第 17 条第 1 項中「図書館資料の複写を希望する者」の次に「(以下「申込者」という。)」を加え、「その旨を図書館長に申請し、その承認を得なければならない」を「図書館資料複写申込書により教育委員会に申し込まなければならない」に改め、同条第 3 項中「館長」を「教育委員会」に改め、同条を第 16 条とする。

第 16 条の次に次の 1 条を加える。

(様式)

第 17 条 この規則の規定により使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第 17 条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	貸出登録票	第 11 条関係
第 2 号様式	利用者カード	第 11 条関係

第3号様式	図書館資料複写申込書	第16条関係
-------	------------	--------

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び第4条第1項第1号の改正規定は、平成21年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則は、施行の際、現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

議案第31号

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成21年3月26日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

## 大和市教育委員会規則第 号

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市立視聴覚ライブラリーの設置に関する条例施行規則（昭和53年大和市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」を削る。

第2条の見出しを「(開館時間)」に改め、同条中「視聴覚機材、教材及び設備(以下「機材等」という。)の貸出時間」を「大和市立視聴覚ライブラリー(以下「視聴覚ライブラリー」という。)の開館時間」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

第3条第1項中「大和市立視聴覚ライブラリー(以下「視聴覚ライブラリー」という。)」を「視聴覚ライブラリー」に改め、同条同項ただし書を削り、同条同項第1号中「月曜日」の次に「(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときを除く。)」を加え、同条第2項中「前項ただし書」を「前項」に改め、「臨時に休館」を「休館日を臨時に変更」に改め、同項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を臨時に変更することができる。

第4条中「機材等」を「視聴覚機材、視聴覚教材及び視聴覚設備(以下「機材等」という。)」に改める。

### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号の改正規定は、平成21年6月1日から施行する。

議案第32号

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成21年3月26日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

## 大和市教育委員会規則第 号

### 大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

大和市生涯学習センター条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育長」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「として使用する講習室等」を削り、同条第3項中「教育長」を「教育委員会」に改める。

第3条及び第4条中「館長」を「教育委員会」に改める。

第19条を第21条とする。

第18条中「必要な文書等の種類」を「必要な様式」に、「別表第4」を別表第5」に、「様式」を「その内容」に改め、同条を第20条とする。

第17条を第19条とし、第13条から第16条までを2条ずつ繰り下げる。

第12条中「館長」を「教育委員会」に改め、同条を第14条とする。

第11条を第13条とする。

第10条中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条を第12条とする。

第9条を第11条とする。

第8条第1項中「館長」を「教育委員会」に、「書類手続を省略することができる。」を「この限りではない。」に改め、同条第2項中「館長」を「教育委員会」に、「書類手続きを省略することができる。」を「この限りではない。」に改め、同条第3項及び第4項中「館長」を「教育委員会」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用料の適用）

第10条 条例第13条第1項に定める使用料を納入すべき室は、別表第3に定める会議室等に適用するものとする。

第7条の見出しを「(使用時間等)」に改め、同条第1項中「館長」を「教育委員会」に改め、同条に次の1項を加える。

3 図書室の使用時間は、教育委員会が別に定める。

第7条中「館長」を「教育委員会」に改め、同条を第8条とする。

第6条を次のように改める。

第6条 教育委員会は、前条第1項の規定による承認申請を受けたときは、その使用を承認するものとし、当該承認申請を行った者に対し、情報通信条例第4条に基づく電子情報処理組織を使用した通知を行うものとする。

第6条を第7条とする。

第5条を次のように改める。

第5条 条例第6条の規定により生涯学習センターの使用について承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、教育委員会に承認申請（以下「承認申請」という。）を行わなければならない。

(1) 会議室等 次に掲げる事項について大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号。以下「情報通信条例」という。）第3条に基づく電

子情報処理組織を使用した申請を行う。

ア 使用しようとする団体の名称、代表者の住所、氏名及び連絡先

イ 使用しようとする施設の名称及び室名

ウ 使用しようとする日時、人数及び目的

エ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた事項

(2)ホール 生涯学習センターホール等使用申請書(以下「使用申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 承認申請を行うことができる期間は、別表第1のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、会議室等については、次の各号に掲げる団体に限り、始期を使用日の属する月の3月前の初日からとし、終期を同月の10日までとしてその間、承認申請を行うことができるものとする。

(1) 公共的団体

(2) 社会教育関係団体

(3) 構成員の2分の1以上が市内に住所又は勤務先を有する者の団体(以下「市民等の団体」という。)。ただし、営利団体(財産上の利益を図ることを目的として組織された団体をいう。)は除く。

4 前項に基づく承認申請においては、通算16時間を利用時間の上限とする。

5 第1項及び第3項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるときは、第2項に定める始期よりも前に承認申請を行うことができるものとする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(利用登録の更新)

第5条 利用者登録の申請は、教育委員会が別に定める方法により、定期的に利用者登録の更新を行わなければならない。使用者が更新を行わなかった場合は、使用を停止するものとする。

別表第1中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

別表第2中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4(第20条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	生涯学習センター利用者登録申請書	第3条
第2号様式	生涯学習センター利用者登録決定通知書	第4条
第3号様式	生涯学習センター利用者登録変更申請書	第4条
第4号様式	生涯学習センターホール等使用申請書	第6条
第5号様式	生涯学習センターホール等使用申請決定通知書	第7条
第6号様式	生涯学習センター使用変更(取消)申請書	第9条
第7号様式	生涯学習センター使用変更(取消)申請決定通知書	第9条
第8号様式	生涯学習センター使用料還付申請書	第13条

別表第4を別表第5とする。

別表第3中「(第10条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同表を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第10条関係)

会議室基本使用料

室名	適用する室
会議室(大)	生涯学習センター207大会議室
会議室(中)	生涯学習センター201会議室、同206会議室、同208会議室、同302会議室、同304会議室、同306会議室、同308会議室、つきみ野学習センター201会議室、同202会議室、同303会議室、林間学習センター101会議室、同201会議室、桜丘学習センター104会議室、渋谷学習センター101会議室、同102会議室、同103会議室
会議室(小)	生涯学習センター202小会議室
講習室	生涯学習センター101講習室、同102講習室、つきみ野学習センター304講習、桜丘学習センター103講習室、同202講習室
集会室	つきみ野学習センター203集会室、林間学習センター301集会室、桜丘学習センター301集会室、渋谷学習センター301集会室
和室	生涯学習センター205和室、つきみ野学習センター301和室、同302和室、林間学習センター103和室、桜丘学習センター102和室、渋谷学習センター105和室
特別室(大)	生涯学習センター303特別室
特別室(中)	生涯学習センター204特別室
調理実習室	生涯学習センター301調理実習室

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に調整されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

大和市生涯学習センター条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">大和市生涯学習センター条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大和市生涯学習センター条例(昭和44年大和市条例第20号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休館日)</p> <p>第2条 生涯学習センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要と認めた場合は、臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 月曜日</p> <p>(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</p> <p>2 前項第1号の月曜日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条及び第3条に規定する休日にあたる場合は、ホール及びホールの使用に係る控室を開館する。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>が必要と認めた場合は、休館日を開館日とすることができる。</p> <p>(利用者登録の申請)</p> <p>第3条 条例第4条の規定により、会議室、講習室、集会室、和室、特別室、及び調理実習室(以下「会議室等」という。)を使用しようとするものは、生涯学習センター利用者登録申請書を<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。ただし、公共的団体、社会教育関係団体及びやまと生涯学習ねっとわあく利用者として教育委員会に届出ているものは、利用者登録の申請を省略することができる。</p>	<p style="text-align: center;">大和市生涯学習センター条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大和市生涯学習センター条例(昭和44年大和市条例第20号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休館日)</p> <p>第2条 生涯学習センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>教育長</u>が特に必要と認めた場合は、臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 月曜日</p> <p>(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</p> <p>2 前項第1号の月曜日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条及び第3条に規定する休日にあたる場合は、ホール及びホールの使用に係る控室として使用する講習室等を開館する。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、<u>教育長</u>が必要と認めた場合は、休館日を開館日とすることができる。</p> <p>(利用者登録の申請)</p> <p>第3条 条例第4条の規定により、会議室、講習室、集会室、和室、特別室、及び調理実習室(以下「会議室等」という。)を使用しようとするものは、生涯学習センター利用者登録申請書を<u>館長</u>に提出しなければならない。ただし、公共的団体、社会教育関係団体及びやまと生涯学習ねっとわあく利用者として教育委員会に届出ているものは、利用者登録の申請を省略することができる。</p>

(利用者登録の承認等)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があったときは、その使用目的及び内容を審査し、登録を承認するときは、生涯学習センター利用者登録決定通知書により、その登録を承認しないときにはその旨を申請者に通知しなければならない。

2 前項の規定により利用者登録の承認を受けたものは、団体の名称等の登録事項に変更があった場合、速やかに生涯学習センター利用者登録変更申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(利用登録の更新)

第5条 利用者登録の申請は、教育委員会が別に定める方法により、定期的に利用者登録の更新を行わなければならない。使用者が更新を行わなかった場合は、使用を停止するものとする。

(使用申請)

第6条 条例第6条の規定により生涯学習センターの使用について承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、教育委員会に承認申請（以下「承認申請」という。）を行わなければならない。

(1) 会議室等 次に掲げる事項について大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年大和市条例第25号。以下「情報通信条例」という。)第3条に基づく電子情報処理組織を使用した申請を行う。

ア 使用しようとする団体の名称、代表者の住所、氏名及び連絡先

イ 使用しようとする施設の名称及び室名

ウ 使用しようとする日時、人数及び目的

エ 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた事項

(利用者登録の承認等)

第4条 館長は、前条に規定する申請があったときは、その使用目的及び内容を審査し、登録を承認するときは、生涯学習センター利用者登録決定通知書により、その登録を承認しないときにはその旨を申請者に通知しなければならない。

2 前項の規定により利用者登録の承認を受けたものは、団体の名称等の登録事項に変更があった場合、速やかに生涯学習センター利用者登録変更申請書を館長に提出しなければならない。

<新設>

(使用申請)

第5条 条例第6条の規定により会議室等を使用しようとするものは、次に掲げる事項について教育委員会が別に定める方法により申請を行わなければならない。

(1) 使用しようとする団体の名称、代表者の住所、氏名及び連絡先

(2) 申請する者の氏名

(3) 使用しようとする施設の名称及び室名

(4) 使用しようとする日時、人数及び目的

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた事項

(2) ホール 生涯学習センターホール等使用申請書(以下「使用申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 承認申請を行うことができる期間は、別表第1のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、会議室等については、次の各号に掲げる団体に限り、始期を使用日の属する月の3月前の初日からとし、終期を同月の10日までとしてその間、承認申請を行うことができるものとする。

(1) 公共的団体

(2) 社会教育関係団体

(3) 構成員の2分の1以上が市内に住所又は勤務先を有する者の団体(以下「市民等の団体」という。)。ただし、営利団体(財産上の利益を図ることを目的として組織された団体をいう。)は除く。

4 前項に基づく承認申請においては、通算16時間を利用時間の上限とする。

5 第1項及び第3項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるときは、第2項に定める始期よりも前に承認申請を行うことができるものとする。

(使用承認等)

第7条 教育委員会は、前条第1項の規定による承認申請を受けたときは、その使用を承認するものとし、当該承認申請を行った者に対し、情報通信条例第4条に基づく電子情報処理組織を使用した通知を行うものとする。

2 教育委員会は、前条第1項第2号の規定による承認申請を受けたときは、その使用目的及び内容を審査し、その使用を承認するときは生涯学習センターホール等使用申請決定通知書により、承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定による承認は、承認申請の順序により行い、当該承認申請

2 ホールを使用しようとするものは、生涯学習センターホール等使用申請書を館長に提出しなければならない。

3 使用申請の受付期間は、別表第1のとおりとする。

4 会議室等の使用申請について、前項の規定にかかわらず、使用日の属する月の3月前の初日から10日までは、次に掲げる団体に限り使用申請を受付けるものとする。

(1) 公共的団体

(2) 社会教育関係団体

(3) 構成員の2分の1以上が市内に住所又は勤務先を有する者の団体(以下「市民等の団体」という。)。ただし、営利団体(財産上の利益を図ることを目的として組織された団体をいう。)は除く。

(使用承認等)

第6条 館長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、使用の承認を決定するものとし、その旨を使用申請したものが確認することができるようにしておくものとする。

2 館長は、前条第2項に規定する申請があったときは、その使用目的及び内容を審査し、使用を承認するときは生涯学習センターホール等使用申請決定通知書により、その使用を承認しないときはその旨を申請者に通知しなければならない。

3 前2項の規定による使用承認は、申請の順序により行い申請が同時の場

が同時の場合は、協議又は抽選によりこれを決定するものとする。

4 教育委員会は、前条第3項の規定による承認申請を受けたときは、使用を希望する月の3月前の月に属する11日に承認又は不承認を決定するものとし、当該承認申請を行った者に対し、情報通信条例第4条に基づく電子情報処理組織を使用した通知を行うものとする。この場合において、一の会議室等に承認申請が重複したときの使用承認は、抽選によりこれを決定するものとする。

5 使用承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、施設の使用の際、当該施設の職員(以下「当該職員」という。)の要求があったときは使用者であることを確認できる書類等を提示しなければならない。ただし、他の方法で確認できるときは、この限りでない。

(使用時間等)

第8条 使用時間は、午前9時から午後9時30分までとし、会議室等の使用時間区分は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が生涯学習センターの運営上支障がないと認めた場合には延長又は繰上げすることができる。

2 前項に定める使用時間は、準備及び後始末に要する時間を含むものとする。

3 図書室の使用時間は、教育委員会が別に定める。

(使用の変更又は取消し)

第9条 会議室等の使用者が使用日時等の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに生涯学習センター使用変更(取消)申請書(以下「使用変更(取消)申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、取消しについて教育委員会がやむを得ない理由がある

場合は、協議又は抽選によりこれを決定するものとする。ただし、公共又は公用のため、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

4 館長は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、使用希望日の属する月の3月前の月に属する11日に承認を決定するものとし、その旨を使用申請したものが確認することができるようにしておくものとする。この場合において、使用の申請が重複したときの使用承認は、抽選によりこれを決定するものとする。

5 使用承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、施設の使用の際、当該職員の要求があったときは使用者であることを確認できる書類等を提示しなければならない。ただし、ほかの方法で確認できるときは、この限りでない。

(使用時間)

第7条 使用時間は、午前9時から午後9時30分までとし、会議室等の使用時間区分は、別表第2のとおりとする。ただし、館長が生涯学習センターの運営上支障がないと認めた場合には延長又は繰上げすることができる。

2 前項に定める使用時間は、準備及び後始末に要する時間を含むものとする。

(使用の変更又は取消し)

第8条 会議室等の使用者が使用日時等の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに生涯学習センター使用変更(取消)申請書(以下「使用変更(取消)申請書」という。)を館長に提出しなければならない。ただし、取消しについて館長がやむを得ない理由があると認めたとき

と認めるときは、この限りではない。

- 2 ホール使用者が使用日時等の変更又は取消しをしようとするときは、使用変更(取消)申請書に第6条第2項に規定する決定通知書を添付し、使用日の10日前までに教育委員会に申請しなければならない。ただし、取消しについて教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。
- 3 前項に規定する申請のうち、使用区分の変更については、前項の規定にかかわらず、直ちに使用変更(取消)申請書を教育委員会に提出しなければならない。
- 4 教育委員会は、前3項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、直ちに生涯学習センター使用変更(取消)申請決定通知書により申請者に通知するものとする。

(使用料の適用)

第10条 条例第13条第1項に定める使用料を納入すべき室は、別表第3に定める会議室等に適用するものとする。

(使用料の納付)

- 第11条 使用者は、条例第13条第1項本文に規定する使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないと認められた場合は、この限りでない。
- 2 使用の承認後に使用の内容が変更したため、追加納付する使用料については、教育委員会が指定する期日までに納入しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 条例第13条第1項ただし書きの規定による減免は、別表第4のとおりとする。ただし、この規定は営利を目的として使用する場合には適用しない。

は、書類手続を省略することができる。

- 2 ホール使用者が使用日時等の変更又は取消しをしようとするときは、使用変更(取消)申請書に第6条第2項に規定する決定通知書を添付し、使用日の10日前までに館長に申請しなければならない。ただし、取消しについて館長がやむを得ない理由があると認めるときは、書類手続を省略することができる。
- 3 前項に規定する申請のうち、使用区分の変更については、前項の規定にかかわらず、直ちに使用変更(取消)申請書を館長に提出しなければならない。
- 4 館長は、前3項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、直ちに生涯学習センター使用変更(取消)申請決定通知書により申請者に通知するものとする。

<新設>

(使用料の納付)

- 第9条 使用者は、条例第13条第1項本文に規定する使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ないと認められた場合は、この限りでない。
- 2 使用の承認後に使用の内容が変更したため、追加納付する使用料については、教育委員会が指定する期日までに納入しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 条例第13条第1項ただし書きの規定による減免は、別表第3のとおりとする。ただし、この規定は営利を目的として使用する場合には適用しない。

(使用料の還付)

第 13 条 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなった場合は、条例第 13 条第 2 項ただし書きの規定により、使用料の全額を還付するものとする。

2 前項の規定により還付を受けようとする者は、生涯学習センター使用料還付申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(舞台技術の援助)

第 14 条 ホールで発表会その他催しを行う場合において、教育委員会が適当と認めるものについては、その催しに関する照明その他に関する技術的な援助をすることができる。

(使用等の打合せ)

第 15 条 使用者は、生涯学習センターの使用について事前に当該職員と使用方法その他必要な事項を打合せしなければならない。

(整理員の配置)

第 16 条 使用者は、生涯学習センターの使用に際し、生涯学習センター内外の秩序保持のため必要な整理員を置かなければならない。

(使用者の遵守事項)

第 17 条 使用者(本条中第 2 号以下において、使用者の使用目的に応じて入場した者及び公開の室を利用する者を含む。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容人員を超えて入場させないこと。
- (2) 承認された以外の施設、設備等を使用しないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、又は危険物若しくは不衛生な物品を持ちこまないこと。

(使用料の還付)

第 11 条 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなった場合は、条例第 13 条第 2 項ただし書きの規定により、使用料の全額を還付するものとする。

2 前項の規定により還付を受けようとする者は、生涯学習センター使用料還付申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(舞台技術の援助)

第 12 条 ホールで発表会その他催しを行う場合において、館長が適当と認めるものについては、その催しに関する照明その他に関する技術的な援助をすることができる。

(使用等の打合せ)

第 13 条 使用者は、生涯学習センターの使用について事前に当該職員と使用方法その他必要な事項を打合せしなければならない。

(整理員の配置)

第 14 条 使用者は、生涯学習センターの使用に際し、生涯学習センター内外の秩序保持のため必要な整理員を置かなければならない。

(使用者の遵守事項)

第 15 条 使用者(本条中第 2 号以下において、使用者の使用目的に応じて入場した者及び公開の室を利用する者を含む。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容人員を超えて入場させないこと。
- (2) 承認された以外の施設、設備等を使用しないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、又は危険物若しくは不衛生な物品を持ちこまないこと。

- (4) 許可なく壁、柱、窓等にはり紙し、又は釘類を打ちこまないこと。
- (5) 所定の場所以外で喫煙又は飲食しないこと。
- (6) 許可なく物品を販売しないこと。
- (7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 当該職員の指示に従うこと。

(管理上の入室)

第 18 条 使用者は、当該職員が施設の管理上特に必要があつて入室を要求したときは、これを拒むことができない。

(使用後の点検)

第 19 条 使用者は、生涯学習センターの施設、設備等の使用を終了したときは、直ちに当該職員にその旨を告げ、点検を受けなければならない。

(文書等の種類)

第 20 条 この規則の施行のために必要な様式は、別表第 5のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第 21 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に調整されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。

別表第 1(第 6 条関係)

1 ホール

- (4) 許可なく壁、柱、窓等にはり紙し、又は釘類を打ちこまないこと。
- (5) 所定の場所以外で喫煙又は飲食しないこと。
- (6) 許可なく物品を販売しないこと。
- (7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 当該職員の指示に従うこと。

(管理上の入室)

第 16 条 使用者は、当該職員が施設の管理上特に必要があつて入室を要求したときは、これを拒むことができない。

(使用後の点検)

第 17 条 使用者は、生涯学習センターの施設、設備等の使用を終了したときは、直ちに当該職員にその旨を告げ、点検を受けなければならない。

(文書等の種類)

第 18 条 この規則の施行のために必要な文書等の種類は、別表第 4のとおりとし、様式は別に定める。

(委任)

第 19 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

別表第 1(第 5 条関係)

1 ホール

室名\区分	市内		市外	
	始期	終期	始期	終期
ホール	使用日の属する月の10月前の初日から。ただし、休館日のときは、その翌日とする。	使用日の10日前まで	使用日の属する月の6月前の初日から。ただし、休館日のときは、その翌日とする。	使用日の10日前まで

備考

「市内」とは、申請者が市内に居住し、又は市内に事務所等を有する団体をいい、「市外」とは、それ以外のものをいう。

2 会議室等

室名\団体名	公共的団体・社会教育関係団体・市民等の団体		市民以外の団体・営利団体・やまと生涯学習ねっとわあく利用者	
	始期	終期	始期	終期
会議室等	使用日の属する月の3月前の16日から。ただし、休館日のときは、その翌日とする。	使用の前まで。ただし、使用日の午後5時までとする。	使用日の属する月の2月前の初日から	使用の前まで。ただし、使用日の午後5時までとする。

別表第2(第8条関係)

	時間区分
1	9:00~11:00

室名\区分	市内		市外	
	始期	終期	始期	終期
ホール	使用日の属する月の10月前の初日から。ただし、休館日のときは、その翌日とする。	使用日の10日前まで	使用日の属する月の6月前の初日から。ただし、休館日のときは、その翌日とする。	使用日の10日前まで

備考

「市内」とは、申請者が市内に居住し、又は市内に事務所等を有する団体をいい、「市外」とは、それ以外のものをいう。

2 会議室等

室名\団体名	公共的団体・社会教育関係団体・市民等の団体		市民以外の団体・営利団体・やまと生涯学習ねっとわあく利用者	
	始期	終期	始期	終期
会議室等	使用日の属する月の3月前の16日から。ただし、休館日のときは、その翌日とする。	使用の前まで。ただし、使用日の午後5時までとする。	使用日の属する月の2月前の初日から	使用の前まで。ただし、使用日の午後5時までとする。

別表第2(第7条関係)

	時間区分
1	9:00~11:00

2	11:00～13:00
3	13:30～15:30
4	15:30～17:30
5	17:30～19:30
6	19:30～21:30

別表第3(第10条関係)

会議室基本使用料

室名	適用する室
会議室(大)	生涯学習センター207大会議室
会議室(中)	生涯学習センター201会議室、同206会議室、同208会議室、同302会議室、同304会議室、同306会議室、同308会議室、つきみ野学習センター201会議室、同202会議室、同303会議室、林間学習センター101会議室、同201会議室、桜丘学習センター104会議室、渋谷学習センター101会議室、同102会議室、同103会議室
会議室(小)	生涯学習センター202小会議室
講習室	生涯学習センター101講習室、同102講習室、つきみ野学習センター304講習室、桜丘学習センター103講習室、同202講習室
集会室	つきみ野学習センター203集会室、林間学習センター301集会室、桜丘学習室301集会室、渋谷学習センター301集会室
和室	生涯学習センター205和室、つきみ野学習センター301和室、同302和室、林間学習センター103和室、桜丘学習センター102和室、渋谷学習センター105和室
特別室(大)	生涯学習センター303特別室
特別室(中)	生涯学習センター204特別室
調理実習室	生涯学習センター301調理実習室

2	11:00～13:00
3	13:30～15:30
4	15:30～17:30
5	17:30～19:30
6	19:30～21:30

別表第 4(第 12 条関係)

	使用内容	減免の範囲
1	市が主催又は共催する事業等に使用するとき	全額
2	社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人並びに市が出資する一般財団法人及び一般社団法人が使用するとき	2 分の 1 の額
3	公共的団体が主催して行う事業等に使用するとき	2 分の 1 の額
4	社会教育関係団体がその活動目的のために使用するとき	2 分の 1 の額
5	「やまと生涯学習ねっとわあく」利用者が使用するとき	2 分の 1 の額
6	市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する事業等のために使用するとき	2 分の 1 の額
7	国又は地方公共団体が主催する事業等のために使用するとき	2 分の 1 の額
8	ホール舞台を練習のために使用するとき	100 分の 70 の額

別表第 5(第 20 条関係)

別表第 3(第 10 条関係)

	使用内容	減免の範囲
1	市が主催又は共催する事業等に使用するとき	全額
2	社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人並びに市が出資する一般財団法人及び一般社団法人が使用するとき	2 分の 1 の額
3	公共的団体が主催して行う事業等に使用するとき	2 分の 1 の額
4	社会教育関係団体がその活動目的のために使用するとき	2 分の 1 の額
5	「やまと生涯学習ねっとわあく」利用者が使用するとき	2 分の 1 の額
6	市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する事業等のために使用するとき	2 分の 1 の額
7	国又は地方公共団体が主催する事業等のために使用するとき	2 分の 1 の額
8	ホール舞台を練習のために使用するとき	100 分の 70 の額

別表第 4(第 18 条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	生涯学習センター利用者登録申請書	第3条
第2号様式	生涯学習センター利用者登録決定通知書	第4条
第3号様式	生涯学習センター利用者登録変更申請書	第4条
第4号様式	生涯学習センターホール等使用申請書	第6条
第5号様式	生涯学習センターホール等使用申請決定通知書	第7条
第6号様式	生涯学習センター使用変更(取消)申請書	第9条
第7号様式	生涯学習センター使用変更(取消)申請決定通知書	第9条
第8号様式	生涯学習センター使用料還付申請書	第13条

文書等の種類
1 生涯学習センター利用者登録申請書
2 生涯学習センター利用者登録決定通知書
3 生涯学習センター利用者登録変更申請書
4 生涯学習センターホール等使用申請書
5 生涯学習センターホール等使用申請決定通知書
6 生涯学習センター使用変更(取消)申請書
7 生涯学習センター使用変更(取消)申請決定通知書
8 生涯学習センター使用料還付申請書

議案第33号

大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成21年3月26日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

大和市教育委員会規則第 号

大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和41年大和市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「午後5時」を「午後4時45分」に、「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(勤務日及び勤務時間等)</p> <p>第2条</p> <p>4 前項に定める勤務日における勤務時間の割振り は、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前8時15分 から午後4時45分までの間において7時間45分と する。この場合において休憩時間については、他の 一般職の職員に準じた方法による。ただし、育児短 時間勤務職員等については、1週間ごとの期間につ いて、当該育児短時間勤務等の内容に従い午前8時 15分から午後4時45分までの間において7時間45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものと し、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職 員については、1週間ごとの期間について、午前8 時15分から午後4時45分までの間において7時間 45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るもの とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(勤務日及び勤務時間等)</p> <p>第2条</p> <p>4 前項に定める勤務日における勤務時間の割振り は、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前8時15分 から午後5時までの間において8時間とする。この 場合において休憩時間については、他の一般職の職 員に準じた方法による。ただし、育児短時間勤務職 員等については、1週間ごとの期間について、当該 育児短時間勤務等の内容に従い午前8時15分から午 後5時までの間において8時間を超えない範囲内で 勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職 員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ご との期間について、午前8時15分から午後5時まで の間において8時間を超えない範囲内で勤務時間を 割り振るものとする。</p>

議案第34号

平成21年度大和市奨学生選考について（諮問）

平成21年度大和市奨学生選考について、審議願いたく提案する。

平成21年3月26日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

議案第35号

平成22年度使用中学校教科用図書採択方針について

平成22年度使用中学校教科用図書採択方針について、審議願いたく提案する。

平成21年3月26日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

議案第36号

平成21年度県費負担教職員の研修の一般方針について

平成21年度県費負担教職員の研修の一般方針について、審議願いたく提案する。

平成21年3月26日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

議案第37号

教育財産の取得について

教育財産の取得について、審議願いたく提案する。

平成21年3月26日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

議案第38号

教育財産の公用の廃止について

教育財産の公用の廃止について、審議願いたく提案する。

平成21年3月26日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

議案第39号

35人以下学級の早期実現を求める請願書

35人以下学級の早期実現を求める請願書について、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第16号の規定により、審議願いたく提案する。

平成21年3月26日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

議案第40号

県や国にたいして、30人学級の早期実現を求める意見書の提出を願う請願書

県や国にたいして、30人学級の早期実現を求める意見書の提出を願う請願書について、大和  
市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第16号の規定により、審議  
願いたく提案する。

平成21年3月26日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭

議案第41号

大和市教育委員会職員の人事異動について

大和市教育委員会職員の人事異動について、審議願いたく提案する。

平成21年3月26日提出

大和市教育委員会  
教育長 山根英昭